

道路元標研究 第2号



地理交流広場 号外

道路元標研究
第2号

地理交流広場
号外

小林護
地理屋交流会 & みんなで地理プラーザ！

「道路元標研究 2 号」発行にあたって

道路元標研究 2 号をお手に取っていただきありがとうございます。

今号は当初 6 月に発行する予定でしたが、私の 2 か月間の海外出張その前後のバタバタにより 3 か月余り遅れてしまいまして大変申し訳ありませんでした。海外出張に乗じて取材した内容は今後地理交流広場本誌にて紹介する予定です。

さて、今号の道路元標調査記録は東日本のみとなっております。というのも想定を上回る数の寄稿を頂いたので今回は半分の掲載です。残りの西日本分は 3 号で掲載予定となりますのでしばしお待ちください。

2022 年 9 月吉日

小林 護

目次

〈論文〉

小林 護：道路元標とは一現在わかっていることの整理—	2
小林 護：道路元標コード策定	11
小林 護・大塚 恒平：館林町道路元標の経歴	13

〈道路元標調査記録〉	15
------------	----

〈資料〉

道路元標関連法規	90
道路元標形状分類	92
大分県公文書：大分縣市町村ニ於ケル道路元標ノ位置	
解説：小林 護	逆開き 1

道路元標とは

—現在わかっていることの整理—

小林護（在野地理研究会）

キーワード：道路元標、里程元標、旧道路法、道路法施行令

はじめに

今年 2022 年は道路元標の形状等の具体的な部分が定められた内務省令が出てから 100 周年に当たる。そこで今一度道路元標について今のところ分かっていることをまとめたいと思う。

本稿は地理交流広場 3 号に寄稿した記事を改稿したものである。すなわち 3 号発行から僅か半年余りの間ですでに新たに分かったことがあるのだ。このような状況なので今後調査が進めば本稿の内容もさらに書き換える必要が出てくると思われるが、一旦現時点での記録としたい。

I 道路元標とは

1. 道路元標概要

道路元標とは大正 8 年（1919 年）の旧道路法で道路付属物として規定され、同年 11 月に道路法施行令にて設置場所等が制定されたもので、全市町村に設置が義務付けられた。なお、設置場所は道路法施行令で直接定められている東京市道路元標を除き各道府県知事が定めることとなっている。各道府県告示によって設置位置が告示されるのが一般的であり、ほとんどの道府県では翌 1920 年（大正 9 年）に設置位置の告示を出しているが、中には大阪府のように昭和まで告示を出さなかった例もある。また 13 県については位置を指定した資料が発見されていない。

形状については 3 年後の大正 11 年（1922 年）の内務省令二十号で定められた。縦横 25 センチメートル、高さ 60 センチメートルの立方体で頭の 5 cm は

丸くなっている（写真 1）。奈良県などいくつかの道路元標は内務省令以前に建てられていたことがわかっているが、内務省令にある程度則った形状となっている¹。そのため事前に何かしらの情報共有が行われていたと思われるが実際の資料が未発見のため詳細不明である。

道路元標の目的は国道、道府県道、郡道の起点終点にするためのものであった。これらの道路の起点終点は告示としては市町村名までしか書かないことが一般的であったが、それを具体的に市町村内のどこかを表すのに用いられたのである。また公務員等の出張旅費の算出に用いられる里程の基準としても用いられた（林 1930）。



写真 1 一般的な形状の道路元標
大阪府 岸和田市道路元標

2. 現在の状況

道路元標の現存数は約 2000 程度（佐藤 2015）とされており、筆者が国道 901 氏²の協力で整備した「全国道路元標データ」³の登録数も 1964 基となっている⁴。現存数には県ごとに大きな差があり、多い所は兵庫県の 220 基、福島県の 190 基、新潟県と埼玉県 の 172 基となっている。しかし逆に現存数 0 の県が富山県、福井県、鳥取県、徳島県、鹿児島県の 5 県となっている。

II 道路元標の設置と運用

1. 設置

道路元標の設置は道路法施行令第九条「道路元標ハ各市町村ニ一箇ヲ置ク」により明確に全市町村設置されることになっており、当時の 12315 市町村⁵と同数の 12315 基が設置されたはずである⁶。しかし前述の通り現在残されているのは 1964 基になっており残存率は僅か 16% となっている。即ち設置から 100 年程度の間に 8 割以上の元標が喪われてしまったことになるが、実際はこれとは異なると考えられる。

道路法施行の 4 年後、大正 13 年（1924 年）に道路改良会⁷機関紙である「道路の改良」10 月号に法令についての一問一答があり、そこで道路元標についての質問と回答がある。

問 道路法施行令第七条の反対解釈として、府県庁、師団司令部、鎮守府又は郡市役所の所在地以外の箇所を国道又は府県道の路線の起点又は終点と成すときは市町村における道路元標の位置に依ることを要せざるや（剣山生）

答 要せざるものである。尚道路法施行令第九条第一項「道路元標は各市町村に一箇を置く」とあるのは施行令第七条に規定する官衙所在の市町村に置くことを規定したもので、之等官衙の有無に拘らず全国市町村に置かしむる意

味ではない。本問関係があり且つ時々質問せらるる向もあるから参考までに付加する（谷口囑託）（旧字は現代漢字に変更）（道路改良会 1924 : 37）

すなわち府県庁、師団司令部、鎮守府、郡市役所が存在する市町村にのみ道路元標は設置すればよいのであつて全市町村に置くものではないという解釈である。つまりこの回答の時点で既に郡役所が置かれていない町村の道路元標について設置意義が否定されている。なお郡役所は大正 15 年に廃止されるため府県庁、師団司令部、鎮守府は基本的に市部に置かれるため基本的には郡部に設置の必要性はなくなる。

また、翌大正 14 年（1925 年）発行の田中好著「道路法」ではこう書かれている。

道路法施行令第九条は各市町村に道路元標一箇を置くことを規定したるも、各市町村に必ず設置する必要あるや否やは大に攻究を要する問題である、府県庁、師団司令部、鎮守府又は郡市役所の所在地を、国道又は府県道の起終点と為したる場合に於て設置するのは格別であるが、然らざる場合には畢竟形式行政の便宜の為に設けられたものであつて、町村役場の所在地を起点又は終点とする郡道の廃止せられたる今日に在りては、多額の費用を投じて之を設置するの必要がない何れ是等は改正あるべきことと信ずる。（現代漢字、仮名遣いに変更）（田中 1925 : 7）

道路元標の目的は国道、府県道、郡道の起終点にあったが、郡役所の廃止に伴い郡道も廃止になったために国道、府県道に絞られてしまった。郡道は適宜府県道と町村道に振り分けられたのだが、当然県道にならなかった道路の起終点に道路元標は必要ないので

ある。かくして町村の道路元標の殆どは道路法施行から数年で存在意義を失ったと考えられる。

さらに、昭和 15 年（1940 年）の資料ではこう書かれている。

然るに道路法施行令第七条に依れば府県庁、師団司令部、鎮守府又は市役所の所在地を国道又は府県道の路線の起点終点とするときは市町村における道路元標の位置に依るべしと規定され、さらに同第九条に依れば道路元標は各市町村に一箇を置くとして規定されているにも拘らず、解釈上は右に該当する国府県道を存しない市町村に於いては道路元標の建設を要しないというのが一般の定説になっている（現代漢字、仮名遣いに変更）（江口 1940：16）

ここでも同じく国道、府県道の起終点にならない市町

村については道路元標の必要はないとされている。

以上のように道路法施行からわずか数年で郡役所の廃止により道路元標を全市町村に置く必要はないというのが「定説」となっていたために現在存在しない道路元標の多くはそもそも設置されていなかった可能性が高いと考えられる。

しかし、現在確認できている道路元標は明らかに国道、府県道の起終点の数より多く、県によっては町村部においても相当数確認できる。逆に多すぎるのだ。

これについては nagajis 氏が奈良県の事例を報告している。以下概要を要約する。

現存している道路元標は 1 つを除き皆当時の県道沿いばかりなのである。道路元標の設置は道路法施行令第九条により道路管理者即ち国道なら国、県道なら県、市道なら市と定められている。そして奈良県に現存する道路元標は同じく 1 つを除き皆裏側に「奈良県」と表記されている。石碑の裏側は設置者が書かれ



図 1 現役時代の東京市道路元標。市電の架線柱を兼ねている（中央やや右）。昭和初期の絵葉書より 筆者蔵

ることが一般的なため、これらは県で設置したものと考えられる。なお前述の唯一の例外は共に添上郡辰市村道路元標となっている。

奈良県においてはまず県が県道沿いに全市町村について道路元標を設置し、その後町村が追従する前に郡役所が廃止され、町村道沿いの道路元標はほぼ設置されなかったと考えられる。(nagajis2013)

他県について奈良県の例が適用できるかは調査が必要であるが、ともかく前述のような定説が一般化する前に設置されたのが現在も残る道路元標だと考えられる。

現在道路元標の残存率が高い府県のうち福島、茨城、埼玉、千葉、新潟、長野、兵庫の各県については郡ごとの形状差がみられるので郡役所が設置に関与した可能性が高いと考えられるが今のところ確証はない。

2. 形状について

道路元標の寸法形状について内務省令二十号で明確に定められているが形状については必ずしも守られているとはいえず、様々な形状なものが存在する。

道路元標の形状差については未だ原因がわからないが、同一形状のものは同一機関の設置または同一の指示で作られたものとわかる。なお、内務省令第四条にある通り特別な理由があれば定められた形状と異なってもよいとされていた。

なお後にモニュメントとして作られたものは内務省令に従う必要は特にないため好き勝手な形状だが、大正時代に作られたものにも東京市道路元標のように内務省令とかけ離れたものがある(図1)。

3. 文字表記について

文字表記についても内務省令二十号(資料I-3)で正面に「何々市町村道路元標」と規定されている。サイズについて明記はされていないものの、付図に従えばサイズは文字の横幅が標柱幅の1/3程度(標柱幅は25cmなので8cm程)となる。

ほとんどの道路元標はこの表記したがって、形状ほどは差がない。しかし裏面に府県名を表記しているものや建立年を表記しているもの、郡名を表記しているものなどが多少存在している。府県名が表記されているものは県道沿いに集中しているため設置者を示していると考えられる(nagajis2013)。

書体については内務省令の表記は本文と同じく活字で作られているため規定されてないとみなされらしく、道路元標の表記は基本的に楷書体となっている。しかし一口に楷書体といっても多少の差異があり、形状と同じくこれによって設置機関が同じグループを判別できる。さらには石工レベルの判別もできる可能性もある。例外としては東京都の淀橋町道路元標はブロック体のような書体となっている(写真2)。



写真2 ブロック体で書かれている淀橋町道路元標。
裏面の「東京府」も同書体である。

4. 立地について

道路元標は内務省令で道路に面した道端に置くこととなっている。

道路元標はその目的から役場から国道または県道へ出た場所に置かれることが多い。もちろん役場が主要道路に面している場合は役場前に置かれることになる。

そのほか、旧城下町などでは江戸時代からの習慣に倣って高札場があった場所に置くことがある。福島市道路元標や萩市道路元標がこれに当たる。

以上が主な立地であるが例外も多く、街の入口に当

たる橋詰や、主要寺社門前に置くこともあった。

また、道路元標は移動になることもしばしばあった。移動の理由としては大半が国道や県道の指定道路変更が原因である。

なお、形状と同じく内務省令第四条によって定められた置き方と異なってもよいとされていた。例えば大阪市道路元標は大阪市役所正面の道路中央に埋没されていたとされる（大阪市土木部 1938）。

5. 道路元標設置者と予算

道路元標の建設は道路法施行令にあるように面する道路の管理者が建てることになっている。ただし、国道扱いについては本来なら国が整備すべきだが形態が周囲の県、または郡が設置したと思われる道路元標と同様の形態のものが見られるため道路管理と同様に県に管理を委託していた可能性が高いと考えられる。

設置者を調べるには面している道路の設置当時の管理者を確認する他に手はないが、前述の通り裏面に府県名が書いてある場合は府県の設置の可能性が高い。

予算については不明点が多いものの千葉県の場合大正 9 年（1920 年）から大正 11 年（1922 年）にかけては「道路標柱費」、大正 12 年（1923 年）から大正 15 年（1926 年）にかけては「道路元標費」という項目で予算が計上されている。さらに飛んで昭和 6 年（1932 年）にも予算が計上されているがこれは補修移転によるものと推測される。なおすべて予算額は不明である（渡邊 2008）その他埼玉県や大分県でも予算を計上しているのが確認されているがこちらは詳細未検討である。

6. 里程元標との関係

道路元標以前に存在した似たようなものとしては里程元標が挙げられる。

里程元標とは、明治時代に道路の起点を表すものと

して市町村や県に設置されたもので、元標間の距離がそのまま県や市町村の間の距離となる。里程元標の設置は明治六年太政官布達第四百十三号にて定められたもので、ここでは府県間の距離の測定方法および府県元標の設置、そして府県元標から町村までの距離を示す標柱を立てることが定められた（小林 2020）。町村に置かれたものは正確には里程元標ではなく里程標であるが府県元標と併せて里程元標と総称することが一般的であり、本誌も原則としてこれを踏襲する⁸。

形状としては高さ 2～3m の角柱で先端部分は角錐となっている。材質は木製とされているが維持管理に難があったのか石製に作り替えたものがある。現在も残る当時の里程元標はほとんど石製にしたものとなっている。ただし、三重県内に数基、木製標柱が残っている（森 2019）他、太子町立歴史資料館には明治 33 年（1900 年）当時の木製里程元標標柱が収蔵されている（写真 2）。



写真 2 明治三十三年の木製里程標（非公開）

里程元標の制度自体は大正 8 年（1919 年）の道路法施行まで維持されていたが、実際その時点でどの程度維持されていたかははっきりしないが少なくとも奈良県については半分以上残っていたと推測される

(奈良県 1920)。

道路元標の設置が義務付けられた際、旧来の里程元標が残存している場合、どのように対処するかについて道路法他では特に定めていないが、実際の状況からある程度の推測はできる。

基本的には里程元標を廃して道路元標を設置したと考えられる。館林では高さ二間余 (3.6m強) の「距群馬縣廳拾何里何町何間」と記された木柱が大正期に高さ二尺 (60 cm) , 幅八寸五分 (25 cm) 程の石の角柱に変わったと記録されている (福田 1932)

里程元標をそのまま道路元標として扱うという対応も確認されている。例えば兵庫県里程元標の位置は告示の神戸市道路元標位置に建っている⁹。

また、そのまま道路元標も並立させた例もある。三重県四日市市の水澤村道路元標や同鈴鹿市の神戸町道路元標などでは現在も道路元標と里程元標が並んで設置されている (森 2019) 。

変わった例としては青森市では当初木製の里程元

標をそのまま存続させていたが、昭和 10 年頃に遅れて道路元標に置き換えている。経緯等委細不明ではあるが建て変えられる直前の里程元標は文字も薄れかなり老朽化しているのが見て取れる (図 3) ため、交換を機に置き換えたものと思われる。

7. 道路元標の利用

道路元標の設置目的は道路法施行令にあるように道路の起終点とするためのものであるため、当時の国府県道はもとより市町村道においても道路指定一覧を見ると起終点が元標となっているものが存在する。

道路元標を里程元標の様に里程基準として用いられることもあった。本来的には道路元標には里程の起点という意味はないのだが、実態としては里程元標を置き換えたものであるためこういった流用は自然なものであったと言える。大正 12 年 (1923 年) に内務省から以下のような通牒が出ている。



図 3 昭和初期の青森市里程元標。文字が薄れ木材にヒビも見られる。青森まちかど歴史の庵「奏海」の会提供

元標里程により陸路算出の件

大正十二年十二月五日長第二号赤木内務大臣官房会計課長

表記の件に付各府県に於て元標里程に依るべきか実距離に依るべきかに付取扱上区々と相成居り殊に市区町村に於て一層不統一の爲明治三十七年一月及大正二年六月の通牒に関する支払上支障有之趣に候処爾今各府県の元標里程に依り支給相成様致度此旨管内市区町村長へも御通知相成度尚一般の旅費に付ても之と同様元標里程に依るべき儀に付念為（旧字は現代漢字に変更）（林 1930 : 122）

大正 12 年（1923 年）なのでここでいう「元標」は当然道路元標を指すと考えられる。つまり陸路での出張旅費の計算は道路元標を起点に計算されていたことがわかる。

また、道路元標を道路に限らず範囲の起点として見做している例もある。第 70 回国会衆議院予算委員会では田中角榮総理（当時）がこう発言している

（前略）東京という行政区画の中には千百万しかおりませんが、日本橋のまん中にある道路元標にコンパスの軸を置いて半径百キロで円をかくと、法律でいう首都圏というのであります。¹⁰

田中角榮は同年にもう 2 回同様の発言¹¹をしており、そのいずれにおいても訂正等がなされていないため当時の共通認識だったと思われる。ただし正式なものではなくあくまで意識の上でのもので、首都圏の範囲を規定する法律である首都圏整備法施行令の条文では道路元標を起点にはしていない。

港湾指定の基準にされている例もある。新潟県二見港¹²の範囲は以下のように指定されていた。

二見村大字二見地内新潟県道路元標（北緯三十七度五十八分二十八秒東経百三十八度十五分三十三秒）を中心として半径二千五百メートルの円弧と台ヶ鼻西の角二見村大字二見字台ヶ鼻番外十九番地山林漁業標柱佐共第十一号を起点として北より百八十度に延長したる線及び二見村と沢根村村界を起点として北より九十度に延長したる線とに結ばれた円内の海

（衆議院法制局参議院法制局 1950 : 727 ノ 36）

新潟県道路元標という表現をしているがおそらく一般的な道路元標を指しているとおもわれる¹³。なお二見村道路元標は現存していない上新潟県は告示未確認である。。

III 道路元標の現在

1. 現在の法的扱い

昭和 27 年（1952 年）の新道路法では道路元標を道路付属物の一つとしているが、特に役割を持たしていない。また、内務省令の効果もないため形状も自由となる。

新道路法下になった後に新設された道路元標と称するものは全国に様々なものがあるがこれらにはモニュメント以上の価値はないのである。

モニュメントとして設置された道路元標は本来道路元標が設置されていた場所とは関係なく新道路法下で指定された国道の起終点に置く例が多い。例としては梅田新道の大阪市道路元標で、元の元標位置から移って、国道 25 号点、国道 26 号起点、国道 163 号起点、国道 165 号終点、国道 176 号終点にあたる辻に建っている。

2. 道路元標の保存

道路元標は昭和 27 年（1952 年）以来、原則としては減っていく一方となっている。その分、写真は残っているものの現存しない元標は多い。例えば（今泉 2015）では福島県内で檜枝岐村道路元標をはじめとして 3 道路元標が現在では失われた道路元標として写真付きで紹介されている。

反面保護される道路元標もあり、明石市道路元標は平成 22 年（2010 年）に道路拡幅工事でいったん撤去されたのち令和 2 年（2021 年）別の場所に移設された（神戸新聞 2021）。

文化財指定される道路元標もある。国指定および都道府県指定文化財になった例は確認できていないが、市町村指定文化財は小山市指定文化財として大谷村道路元標、那須塩原市指定文化財として高林村道路元標、黒磯村道路元標の 2 基¹⁴、上三川町指定有形文化財として上三川町道路元標¹⁵、新潟市指定文化財として鎧郷村道路元標、曽村道路元標、升潟村道路元標の 3 基¹⁶、村上市指定文化財として大谷川村道路元標、黒川俣村道路元標、高根村道路元標、三面村道路元標、平林村道路元標が指定されている。

また伝統的建造物群保存地区の構成要素として指定されることもある¹⁷。現在確認できている範囲では桜川市真壁地区で真壁町道路元標¹⁸、加賀市加賀東谷地区で東谷奥村道路元標（加賀市教育委員会 2011）、千曲市稲荷山地区で稲荷山町道路元標（千曲市教育委員会 2014）が指定されている。反面香取市佐原地区の佐原町道路元標の様に地区内にもかかわらず指定されていない例もあり（香取市都市整備課 2018）、判断が分かれている。

IV まとめ

以上、筆者が調べた研究成果の概要である。

道路元標は「蒐集家が多いが研究家は少ない」といった状態が続いており、道路元標の現在位置についてはほとんど調べつくされたといっても過言ではないが、逆に言えば現在位置の一覧表のほかはまとまっ

た成果は限られている、さらにその実態や歴史には謎が多い。かくいうこの文章も調べた事実を並べたレポートであって論文ではない。個人研究は私のものを含め散見されるが査読論文については未だに一件も確認できていない。

先行研究が少ないことから道路元標を研究する意義はないように受け止められるかもしれないがそうでもない。道路元標からわかることもある。道路元標の設置位置からは当時その町でどこが中心と考えられていたかを明確に示す資料となる。さらに道路元標設置の過程や法で明記されているにもかかわらず不徹底という状況から当時の行政状況についてうかがい知ることが可能と考えられる。

しかし道路元標研究は対象物が多い上に全国に散在している。さらに上記の様にいまだまとまった資料に欠けている状態であるため労力がかかるが成果が得られるほどの研究の土台となるアーカイブができるのはまだ先だと思われる。こういった地道な作業こそ時間や成果物に縛られない在野研究の真骨頂である。

そしてこの文章を読んで少しでも道路元標に興味をもってもらえたら幸いであるし研究に進んでもらえたら僥倖である。

参考文献

- 荒木勉(1958)『尼崎の道標を訪ね歩く』
- 今泉明正(2015)『福島県の道路元標—里程元標・一里塚』歴史春秋社
- 上野正人(1997b)『道路元標由来 (十)』開発こうほう 3-404
- 大阪市土木部(1938)『土木部所管事業概要。昭和 13 年版』p17
- 加賀市教育委員会(2011)『加賀市加賀東谷伝統的建造物群保存地区保存計画 別表特定物件リスト』
- 香取市都市整備課(2018)『香取市佐原伝統的建造物群保存地区保存計画』

神戸新聞NEXT(2021)『「道路元標」ご存じ? 明石で88年ぶり“帰宅”』2021年5月31日ネット版
 小林護(2020)『淡路島の里程元標調査報告』下国雑誌第2号p2-4
 佐藤健太郎(2015)『国道者』新潮社p77
 田中好(1925)『道路改良叢書第5号 道路法』道路改良会p9-10
 千曲市教育委員会(2014)『千曲市稲荷山伝統的建造物群保存地区保存計画』p17
 naga jis(2013)『廃道を読む(40) 道路元標ヲ読み』日本の廃道第87号第二部”
 林春樹(1930)『徴兵旅費の参考書』p122-124
 藤原勝永(2002)『兵庫県の道路元標』神戸新聞出版センター
 森正男(2019)『道標を尋ねて 別冊』
 渡邊義本(2008)『道路元標を追って 千葉県の北部(北総)地域を歩いて』

注

- 1 頭の形状は個体差が大きい寸法については概ね守られている。
- 2 HP「道路元標が行く」管理人 (<http://901.st/901ldg/>)
- 3 筆者が国道901号氏提供データを基に整備したもの。
<https://github.com/Kobayashi-Mamoru-1114/dorogehyou>
- 4 ただし明らかに旧道路法のものではないモニュメントを含む
- 5 総務省 市町村合併資料数 町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴より大正11年の市町村数
<https://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>
- 6 ただし町村連合の場合は連合単位で設置されている場合もあることが確認されている。
- 7 道路改良会は公益社団法人日本道路協会の前身組織の1つで、1919年設立の社団法人。
- 8 府県元標と市町村標柱を総称して里程元標と呼ぶのは大正時代時点で一般的だったと思われ(奈良県1920)では行政文書でそのように総称されている。
- 9 昭和6年に工事により一度撤去されたが昭和35年に湊川神社境内に再建された。その後平成18年に現

在地へ再移転した。

- 10 第70回国会衆議院予算委員会第4号昭和47年11月7日 田中角榮発言番号031
- 11 第68回国会衆議院商工委員会第25号昭和47年5月25日および第68回国会参議院 商工委員会第18号昭和47年6月8日
- 12 現新潟県佐渡市
- 13 新道路法施行(1952年)前であるため道路元標といえば旧道路法のことを指すと考えられる。
- 14 那須塩原市HP文化財一覧 (<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/44/001782.html>) 2021年7月3日閲覧
- 15 上三川町HP 町指定文化財
(<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0243/info-0000000851-0.html>)
- 16 新潟市HP市指定文化財一覧 (<https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kanko/bunka/rekishi/bunkazai/ichiran/bunka/index.html>) 2021年7月3日閲覧
- 17 伝統的建造物群保存地区とは歴史的町並みを面的に保存することを目的とした制度である。構成要素は家屋や倉などの建造物と門や堀、石碑などの工作物に分かれる。道路元標は工作物に当たる。
- 18 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区の概要 (https://www.city.sakuragawa.lg.jp/data/doc/1394591744_doc_296_0.pdf)

道路元標コード策定

小林護（在野地理研究会）

I 概要

道路元標について、全国データベース化したものは少なくとも公開されている範囲で確認できておらず、道路元標について調べた情報は各々が管理するほかなかった。

そこで筆者が昨年（2021 年）5 月、国道 901 氏の協力を得て名称及び座標のリストを作成し、公開した。しかしこれは現存している道路元標ベースで作成していたため、確認されていないものや消失した道路元標の情報を扱うことはできなかった。また、ID もあったものの附番法則といったものはなく全体の連番のみで扱いづらいものだった。

今回整備した道路元標コードは告示ベースで理論上建設されたはずの元標すべてに番号を振ることで現存していない道路元標の情報にも対応した。さらに、告示が確認されていない県については大正 9 年（1920 年）に行われた第一回国勢調査の市区町村データをを用いて補完した。

0101001

① ② ③

- ① 庁府県コード -
現在の都道府県番号をそのまま使用
- ② 支庁・郡コード -
北海道は上 2 桁が支庁コード、下 1 桁が郡コード
他府県は 3 桁すべてが郡コード
市・北海道の区は 0
- ③ 市区町村コード

II コード解説

今回作成した道路元標コードは 7 桁の数字および末尾につけられる英語アルファベットの枝番号で管理される。なお、機械処理をするような厳密なものではないためチェックデジットは採用していない。

コードは上 2 桁の庁府県コード、中 3 桁の支庁・郡コード、下 2 桁の市町村コードに分かれる（図 1）。

・ 庁府県コード

現在の都道府県コードをそのまま使用する。なお北海道庁は北海道、東京府は東京都のコードを使用した。

・ 支庁・郡コード

北海道庁内と他府県で法則が異なる。

北海道庁内は支庁・郡コード 3 桁のうち上 2 桁を支庁コード、下 1 桁を郡コードとしている。

他府県の場合支庁コードはなく、3 桁すべてが郡コードとなっている。

なお市の場合、郡コードは 0 または 000 となる。

・ 市町村コード

支庁・郡内の町村に 01 から連番で附番している。

末尾枝番号は同一の市町村に元標が 2 基存在する場合にのみ使用し、2 基目に対し「_B」をつける。なお新規に作られた元標が街角にあり旧元標が別途保管されている場合、新元標を正規の後継とみなし無枝番で収録し旧元標を枝番で管理する。

図 1 コード概要

コードはさらに告示、非告示、告示外の3種類に分類している。

- ・告示

各庁府県から出た告示が発見されているため、その告示をそのまま採用して収録しているもの

- ・非告示

県の告示が発見されていないため、直後の国勢調査データを用いて作成したもの。

- ・告示外

日本国道路元標などそもそも告示の埒外にある元標類。現物のデータをもとに判断して作成。

III 例外処理

- ・日本国道路元標

庁府県コード、支庁・郡コードをいずれも0とした。

(0000001)

- ・北海道の支庁内に郡が10以上ある場合

支庁コードを1支庁に2つ付与。

(後志支庁は041～054まで占有)

- ・告示には存在しない後世に作られた例外的な元標の処理

県名元標は明らかに県庁所在地市町元標の後身なため県庁所在地市町元標として収録。その他は郡コード、または市町村コード99で収録

- ・東京都島嶼部の処理

東京都島嶼部の町村については郡が設置されていないため大島支庁と八丈島支庁をそれぞれ郡とみなし番号を振った。また、告示では大島および八丈島内のみの指定でありその他島嶼の元標位置は告示にな

かったため便宜上別の郡扱いとした。すなわち、東京都島嶼部はコード上

- ・大島

- ・大島支庁（大島以外）

- ・八丈島

- ・八丈島支庁（八丈島以外）

の4つに分かれている。

IV まとめ

今のところコード表に付加している属性情報は当時の行政単位データと現存している道路元標の名称データのみだが、「道路元標研究」の道路元標調査記録に寄稿していただいたデータや告示内容のデータなどを付加していきたいと考えている。



コード表はこちら

館林町道路元標の経歴

小林護 (在野地理研究会) 大塚恒平 (Code for History)

I 館林市大辻

館林の大辻とは、旧城下町の中心であり日光脇往還と堅町通りが交わる四辻で江戸時代には高札場でもあった(大塚 2022)。現在は日光脇往還が県道 2 号線に指定され「本町 2 丁目交差点」と名付けられている。

II 館林町里程元標

当初、館林町の里程元標は大辻の南東隅に設置されていた。その後、明治 40 年(1907 年)にさらに数間南に移された。これは筆太に「距群馬県庁何里何町何間」と記された高さ 2 間余ほどの木製角柱だったという(福田 1932)。

単に詳細が省略されているだけの可能性もあるが、一般に里程元標は正面に県庁所在地までの里程を記し、左右に周辺町村への里程を記すものだが読む限り正面の県庁所在地への里程だけしか表記されていなかったように思える。これについては今のところ他の群馬県内の里程元標に関する記録が確認できていないため検証不可能である。また、高さ 2 間余というのは 4m ほどとなり大きすぎるため、1 間余(2m ほど)の誤りだと思われる。

III 館林町道路元標

大正 8 年(1919 年)に道路法が施行され、翌大正 9 年(1920 年)4 月 10 日に群馬県から道路元標位置を指定した通牒が出されている。これによると館林町道路元標は谷越町 1753 に設置されたこととなる(中村 1921)。なお、これは大辻の南西角に当たる。道路元標脇の解説によると大正 14 年頃に建てられた。この位置には令和 4 年(2022 年)3 月まで八百屋があり、その軒下に「旧館林町道路元標跡 館林市教育委員会」と書かれたプレートが埋め込まれて

いた(写真 1)。なお普段は滑り止めのシートがかぶせてあり、露出していなかった。

その後、少なくとも昭和 44 年(1969 年)まではそのままの場所に建てられていたようだが(館林市役所 1969)、それ以降に道路元標は現在の大辻南東角の「太陽の園」という小公園内に移設され、解説の石碑と並んで建てられている(写真 2、3)。

また、頭部には基準点と思われる鋸が打ち込まれているが(写真 4)、これも昭和 44 年(1969 年)の写真では見られないため以降に打ち込まれたものとわかる。なお国土地理院の基準点成果等閲覧サービスで検索したが、この基準点の記録は存在しなかった。



写真 1 旧館林町道路元標跡のプレート(2015)

館林文化史談会 須永清氏提供

IV データ

《里程元標》

大辻南東隅

36.248093, 139.533893 付近

《里程元標移動後》

大辻南東隅より数間南

《道路元標告示位置》

大辻南西

36.248106, 139.533749

《道路元標現在》

群馬県邑楽郡館林町

1. 基本情報

1) 表記

正面：館林町道路元標

右：無し 左：無し 後ろ：無し

2) 寸法形状

高さ：71 cm 幅：25.3 cm 奥行き：24.8 cm

形状：楕頭型（頭頂に金属鋳あり）

3) 現在位置

36.24805, 139.53388

2. その他

調査日：2022年3月6日

調査者：大塚 恒平 (Code for History)

参考文献

大塚恒平(2022)『高札場の歴史事例研究（館林・奈良）—道路元標の置かれた場所の前時代史—』道路元標研究1号

館林市役所(1969)『館林市誌』P717

中村角治編(1921)『道路法及関連法令』P230

福田啓作(1932)『館林の話』P86～87

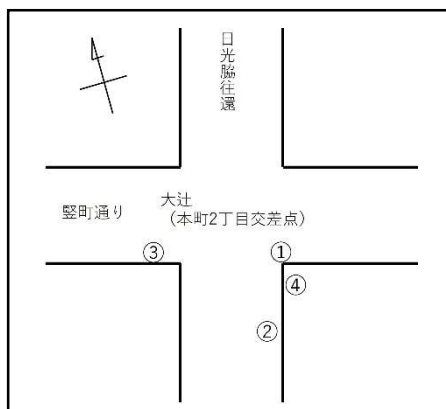


図1 館林の元標位置

① 設置時期不明 里程元標

② 明治40年 里程元標

③ 大正14年 道路元標

④ 移動時期不明 道路元標



左：写真2 現在の館林町道路元標

右：写真3 解説文

右上：写真4 頭頂の金属標 いずれも大塚撮影



道路元標調査記録



北海道



0101001

札幌市道路元標(札幌市)

北海道札幌市

1.基本情報

1)表記

正面:札幌市道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:昭和五十七年再建 北海道

2)寸法形状

寸法未計測

形状:省令型

3)現在位置

139.43472,36.12083

北海道庁旧本庁舎（赤レンガ庁舎）門前

2.その他

背後の門に解説のプレートがあり、以下のように書かれている。

「この道路元標は北海道及び札幌市の道路の起終点として昭和三年にはじめて設置したが、昭和五十七年三月に再建したものである。

道路元標とは、各市町村の国道、道道の起終点となっていたものである。

この道路元標は北海道知事堂垣内尚弘の筆によるものである。」

解説にあるように再建だが告示でも「道廳門前」とあるので大きく場所は変更されていないようである。

調査日:2018/8/25

調査者:小林護（在野地理研究会）



0108001

室蘭市道路元標(室蘭市)

北海道室蘭市

1.基本情報

1)表記

正面:室蘭市道路元（以下埋没） 右:無し 左:無し 後ろ:昭和三年建設 北海道廳

2)寸法形状

寸法未計測

形状:省令型

3)現在位置

140.96925,42.32346

2.その他

コンクリート製と思われる。

調査日:2019/12/8

調査者:小林護（在野地理研究会）



青森県



0 25 50 100 キロメートル

0200001

青森市道路元標(青森市)

青森県青森市

1.基本情報

1)表記

正面:青森市道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:省令型

3)現在位置

141.3494,43.0642

善知鳥神社門前

2.その他

背後に解説のプレートがあり、以下のように書かれている。

「青森市道路元標 大正11年

主要な道路の起点・終点の基準となる標識で青森町役場（青森市役所）が昔、境内にあったこと等とともに青森市発祥の由縁である。」

隣接して奥州街道終点の碑が建っている。

調査日:2018/9/10

調査者:小林護（在野地理研究会）



岩手県



0 25 50 100 キロメートル

0300001

盛岡市道路元標(盛岡市)

岩手県盛岡市

1.基本情報

1)表記

正面:盛岡市道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:省令型

3)現在位置

141.15424,39.70242

盛岡市役所前

2.その他

かなり黒っぽい石が使われている。福島県の十万石青みかげか？

復元の可能性もあるが詳細不明。

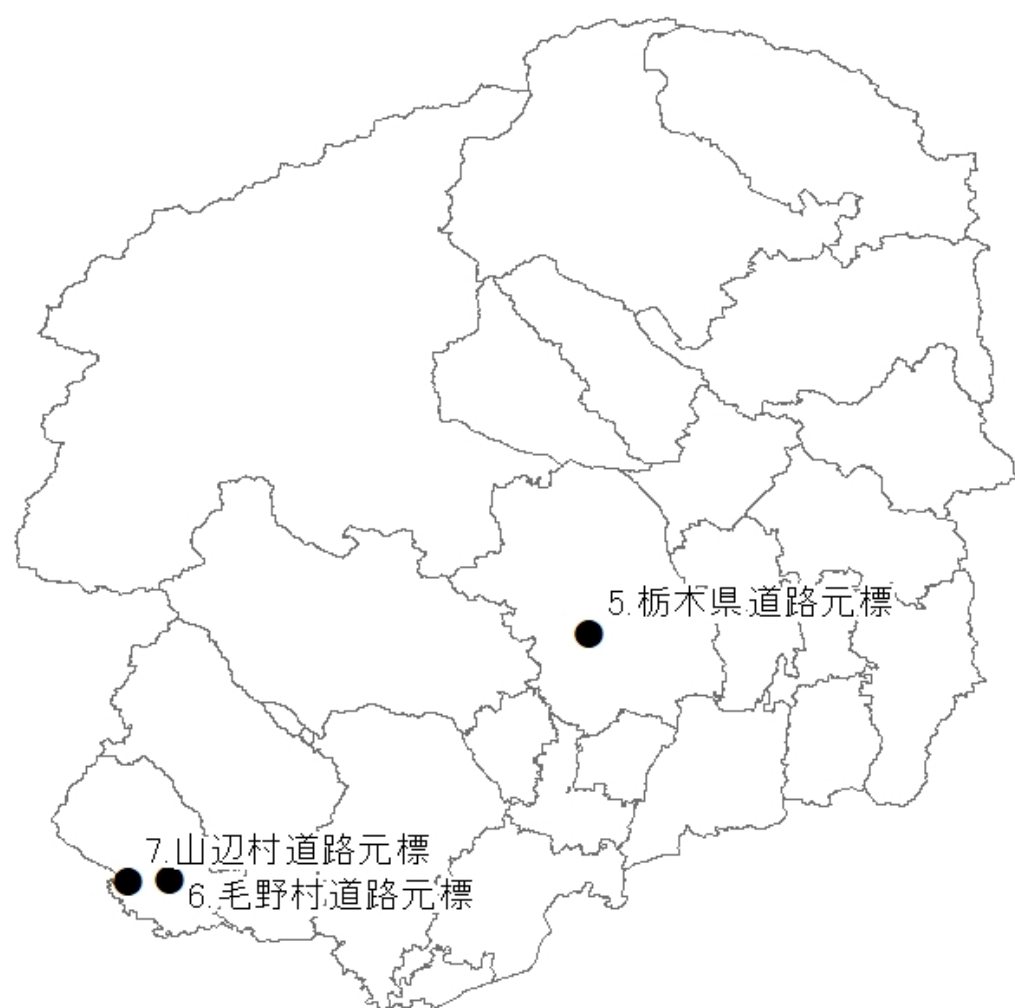
盛岡の盛の字は異体字である^盛が使用されている。

調査日:2019/12/6

調査者:小林護（在野地理研究会）



栃木県



0 15 30 60 キロメートル

0900001

栃木県道路元標(宇都宮市)

栃木県宇都宮市

1.基本情報

1)表記

正面:栃木県道路元標 右:栃木県 左:昭和三十一年七月建之 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:モニュメント型

3)現在位置

139.88019,36.56169

池田町交差点中央分離帯

2.その他

新道路法施行（昭和27年）以降のもので法律上のものではなくモニュメントである。

ただし告示での宇都宮市道路元標の位置は「池上町交番所前」とあるので中央分離帯か路傍かはさておき、さほど離れた場所ではないと考えられる。

調査日:2018/10/30

調査者:小林護（在野地理研究会）



0900802

毛野村道路元標(足利市)

栃木県足利郡毛野村

1.基本情報

1)表記

正面:毛野村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:60cm 幅:25cm 奥行:25.2cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.47639,36.32472

高さはコンクリート基盤より、
観音寺墓地南側三叉路西南

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「深谷」(明治?年測図(判読できず)、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、同村山川集落北端の白瀧神社麓の参道付近に存在しており、一方役場は、東方八栢集落の域内に存在している。当時の地形図では街道はおろか生活道路でもなく、神社参道程度しか通っていない場所であり、近年の移転があった可能性もあるのではないかと推察される。

調査日:2022/3/6

調査者:大塚恒平 (Code for History)



0900815

山辺村道路元標(足利市)

栃木県足利郡山邊村

1.基本情報

1)表記

正面:山邊村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:64cm 幅:24.8cm 奥行:24.8cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.43583,36.32333

八幡宮鳥居脇玉垣下

2.その他

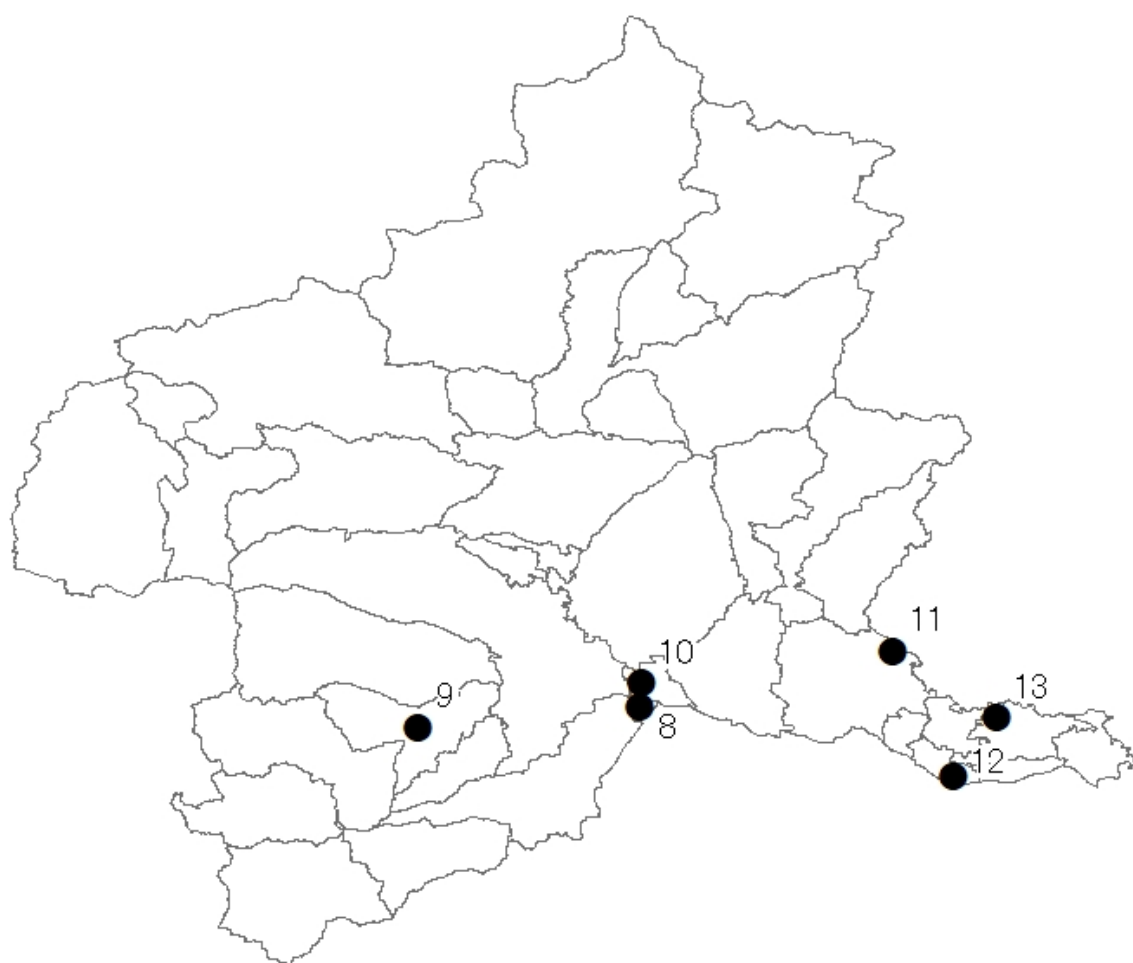
ひなたGIS収録の地形図1/50000「深谷」(明治?年測図(判読できず)、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、元標が前に存在する下野國一社八幡宮の東側の敷地には、当時山邊村役場が存在したのがわかる。面する道路は栃木県道40号、足利環状線である。

調査日:2022/3/6

調査者:大塚恒平 (Code for History)



群馬県



- 8 新町道路元標
- 9 一ノ宮町道路元標
- 10 玉村町道路元標
- 11 毛里田村道路元標
- 12 富永村道路元標
- 13 多々良村道路元標

0 15 30 60 キロメートル

1000302

新町道路元標(高崎市)

群馬県多野郡新町

1.基本情報

1)表記

正面:新町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

総高:67.5cm 幅:24.9cm 奥行:25.2cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.10944,36.27611

行在所公園の東北角、東向き

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「高崎」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図)を見ると、座標ズレが存在し判読しづらいが、おそらく元標が存在する行在所公園の1つ北方の区画に当時新町役場が存在したようである。行在所公園の南方を北西から南東へ走る群馬県道178号中島新町線は旧中山道である。

調査日:2022/3/26

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1000402

一ノ宮町道路元標(富岡市)

群馬県北甘楽郡一ノ宮町

1.基本情報

1)表記

正面:一ノ宮町道路元（以下埋没） 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:不明（頭部が極端に摩耗している）

3)現在位置

138.85816,36.25241

上野国一宮貫前神社参道脇

2.その他

調査日:2019/2/28

調査者:小林護（在野地理研究会）



1000803

玉村町道路元標(佐波郡玉村町)

群馬県佐波郡玉村町

1.基本情報

1)表記

正面:玉村町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:60.8cm 幅:24.8cm 奥行:24.5cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.11167,36.303055

清酒太平人醸造元店先北東例幣使街道沿い

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「高崎」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図)を見ると、元標の存在する群馬県道142号、日光例幣使街道の一筋北の北側、現玉村町立玉村小学校の区画に玉村町役場があったようである。現在の役場は二区画、300mほど東方に移転している。

調査日:2022/3/26

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1001008

毛里田村道路元標(太田市)

群馬県山田郡毛里田村

1.基本情報

1)表記

正面:毛里田村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:63.2cm 幅:25cm 奥行:24cm

形状:省令型

3)現在位置

139.39611,36.33917

三叉路西南

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「桐生及足利」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図)を見ると、元標が存在する群馬県道39号足利伊勢崎線の三叉路の西南には、当時毛里田村役場が存在したのがわかる。現在は集落もまばらで農地が広がっている。

調査日:2022/3/6

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1001113

富永村道路元標(邑楽郡千代田町)

群馬県邑楽郡富永村

1.基本情報

1)表記

正面:富永村道路元(標) 右:無し 左:銀婚式記念 後ろ:大正十四年四月

2)寸法形状

高さ:56cm 幅:25.2cm 奥行:23.3cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.46444,36.19694

刻銘括弧内は地面に埋まり読めない部分、

上五箇交差点西北角

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「深谷」(明治?年測図(判読できず)、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、元標は群馬県道38号足利千代田線の北側だが、向かいの南側に富永村役場があったようである。現在は元役場の敷地であったであろう箇所を、上五箇交差点から南西に斜めに道路が切られている。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1001121

多々良村道路元標(館林市)

群馬県邑楽郡多々良村

1.基本情報

1)表記

正面:多々良村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:50cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:墓頭型

3)現在位置

139.51325,36.26369

下半分は表面剥離

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「古河」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図)を見ると、元標が前に存在する現館林市立第八小学校の敷地内には、当時多々良村役場が存在したのがわかる。

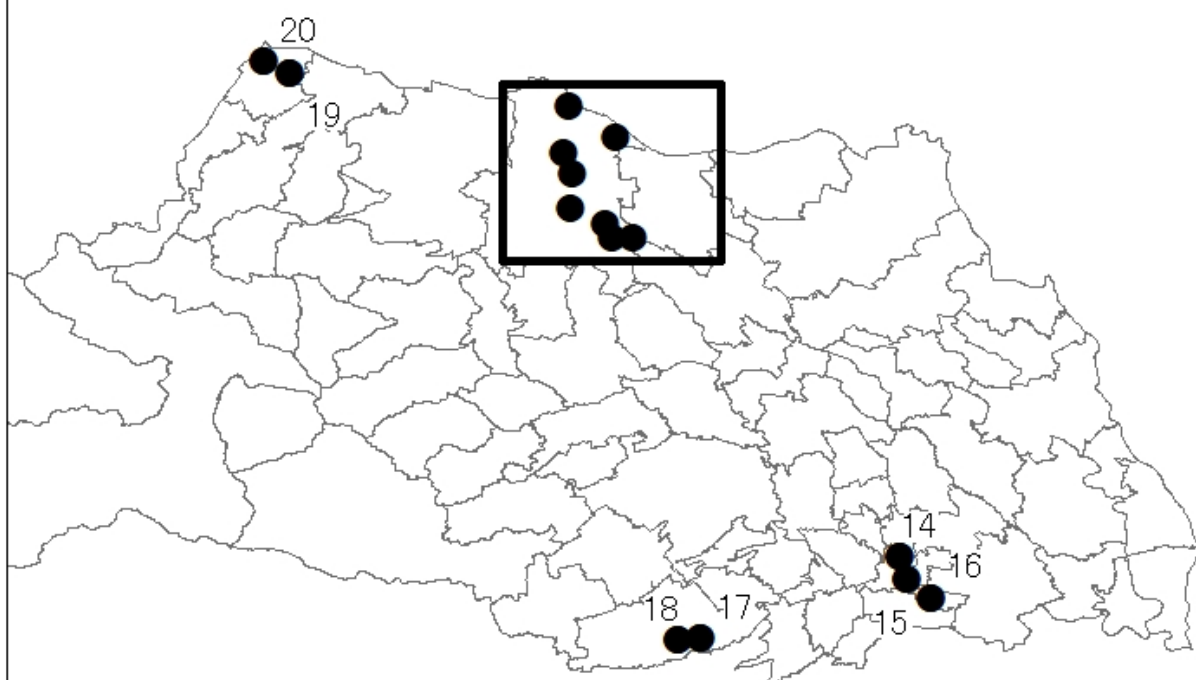
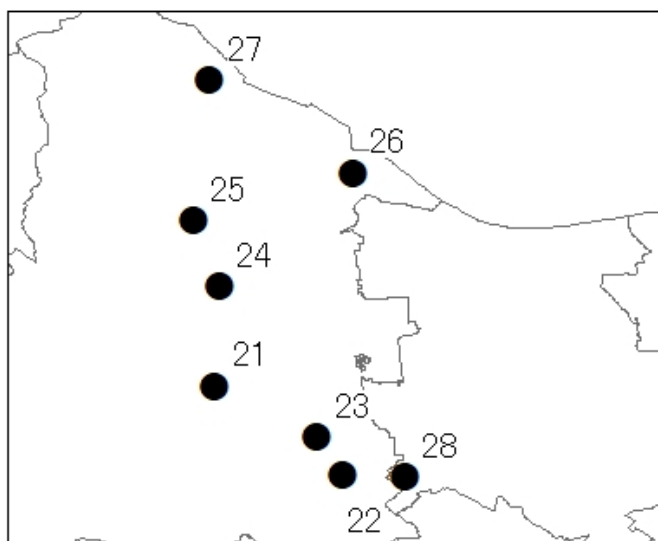
面する道路は国道122号、前橋館林線/東国文化歴史街道である。

調査日:2022/3/6

調査者:大塚恒平 (Code for History)



埼玉県



- | | | | |
|----|----------|----|----------|
| 14 | 浦和市道路元標 | 22 | 久下村道路元標 |
| 15 | 六辻村道路元標 | 23 | 佐谷田村道路元標 |
| 16 | 蕨町道路元標 | 24 | 大幡村道路元標 |
| 17 | 松井村道路元標 | 25 | 奈良村道路元標 |
| 18 | 所沢町道路元標 | 26 | 秦村道路元標 |
| 19 | 神保原村道路元標 | 27 | 妻沼町道路元標 |
| 20 | 賀美村道路元標 | 28 | 太井村道路元標 |
| 21 | 熊谷市道路元標 | | |

0 15 30 60 キロメートル

1100101

浦和市道路元標(さいたま市浦和区)

埼玉県北足立郡浦和町

1.基本情報

1)表記

正面:道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:60cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:楕頭型全面取

3)現在位置

35.85793,139.65388

さくら草通り

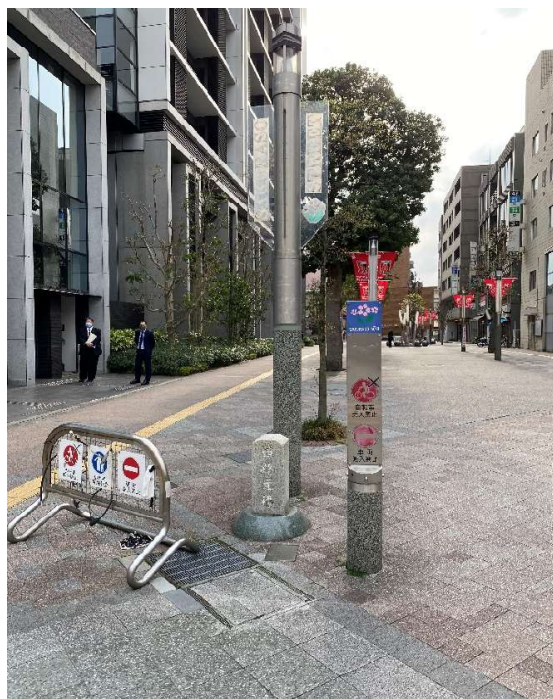
2.その他

道路元標前の路面に解説プレートが埋設されていて「復元道路元標 道路元標は、大正11年内務省令により全国に設置されました。これは、旧中山道の当地に置かれたものを、復元したものです。 昭和57年浦和市」とある。

解説にあるように復元だが、位置はおおよそ一致しているようである。

調査日:2022/4/7

調査者:小林護 (在野地理研究会)



1100102

六辻村道路元標(さいたま市南区)

埼玉県北足立郡六辻村

1.基本情報

1)表記

正面:六辻村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:54.5cm 幅:26cm 奥行:26cm

形状:楕頭型

3)現在位置

35.83949,139.66008

六辻交差点

2.その他

調査日:2022/4/7

調査者:小林護 (在野地理研究会)



1100107

蕨町道路元標(蕨市)

埼玉県北足立郡蕨町

1.基本情報

1)表記

正面:蕨町道路元標 右:無し 左:埼玉県 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:51.5cm 幅:24.5cm 奥行:24.5cm

形状:楕頭型

3)現在位置

35.82396,139.67963

2.その他

調査日:2022/4/7

調査者:小林護 (在野地理研究会)



1100216

松井村道路元標(所沢市)

埼玉県入間郡松井村

1.基本情報

1)表記

正面:松井村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:66.5cm 幅:26cm 奥行:26cm

形状:楕頭型

3)現在位置

35.79016,139.48923

所沢市立松井小学校門前

2.その他

近接して松井村役場跡の表示柱あり。役場前に置かれていたと思われる。

調査日:2022/1/2

調査者:小林護（在野地理研究会）



1100218

所沢町道路元標(所沢市)

埼玉県入間郡所沢町

1.基本情報

1)表記

正面:所沢町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:62.5cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:楕頭型

3)現在位置

35.7891,139.47079

所沢プロペ通り入口

2.その他

調査日:2022/1/2

調査者:小林護 (在野地理研究会)



1100513

神保原村道路元標(児玉郡上里町)

埼玉県児玉郡神保原村

1.基本情報

1)表記

正面:神保原村道路(元標) 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:39.5cm 幅:25.4cm 奥行:24.5cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.15111,36.25722

刻銘括弧内は地面に埋まり読めない部分

日野岩酒店向かい

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「高崎」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図)を見ると、元標位置の400m程度北方の東側、石神社の麓付近に神保原村役場が存在したようである。元標南側の街道は旧中山道(埼玉県道392号勅使河原本庄線)であるが、神保原駅と旧役場/石神社付近を結ぶ埼玉県道143号神保原停車場線との交差点にあっており、神保原村内の交通の要所であったようである。

調査日:2022/3/26

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100514

賀美村道路元標(児玉郡上里町)

埼玉県児玉郡賀美村

1.基本情報

1)表記

正面:賀美村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:確認できず

2)寸法形状

寸法未計測

形状:楕頭型

3)現在位置

139.13,36.26639

賀美小学校校内のため取材できず、
経緯度も少し離れた位置で取得

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「高崎」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図)を見ると、元標位置の300m程度東方の南側、現在上里町賀美公民館の位置に賀美村役場が存在したようである。元標南側の街道は旧中山道(埼玉県道392号勅使河原本庄線)であるが、旧版地図では現在の埼玉県道131号児玉新町線との三叉路にあたっており、賀美村内の交通の要所であったようである。

調査日:2022/3/26

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100601

熊谷市道路元標(熊谷市)

埼玉県熊谷市

1.基本情報

1)表記

正面:熊谷市道路元(標) 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:44.8cm 幅:24.9cm 奥行:24.8cm

形状:省令型

3)現在位置

139.3825,36.14556

刻銘括弧内は地面に埋まり読めない部分

鎌倉町交差点東北角

材質は大理石っぽい？

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「熊谷」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、元標の場所は旧中山道沿いに位置している。ただし、元標西方の旧街道は、八木橋百貨店で寸断されている。当時の市役所は、元標位置から北に熊谷寺を挟んでさらに北、寺の裏側に存在したようである。熊谷寺参道と旧中山道の交点が元標位置として選ばれたものと思われる。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100602

久下村道路元標(熊谷市)

埼玉県大里郡久下村

1.基本情報

1)表記

正面:久下村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:58.8cm 幅:24.8cm 奥行:24.4cm

形状:省令型

3)現在位置

139.4175,36.12111

久下神社鳥居脇外西すぐ、
道に向かず西向き

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「熊谷」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、元標の場所はまさに久下村役場の場所であったようで、久下神社の西隣に役場はあったようである。神社、役場の表の道路は国道、県道などにはなっていないようであるが、旧中山道である。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100603

佐谷田村道路元標(熊谷市)

埼玉県大里郡佐谷田村

1.基本情報

1)表記

正面:佐谷田村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:60.3cm 幅:25.1cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

139.41056,36.13167

佐谷田不動尊参道入り口西

2.その他

今昔マップon the Web収録の地形図1/50000「熊谷」(明治40年測図・明治43.1.30発行)を見ると、佐谷田役場は現在の元標の北方100m程度、佐谷田村不動尊(永福寺)の裏あたりにあったようである。その後、ひなたGIS収録の地形図1/50000「熊谷」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、役場は元標位置から中山道沿いに北西へ200m程度、現在のJAくまがや佐久良支店付近に移転したようであるが、移転時期は不明である。元標の場所自体は国道17号、中山道沿いに位置している。佐谷田不動尊の参道との交点であるので、交通の要地であったのではないかな。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100609

大幡村道路元標(熊谷市)

埼玉県大里郡大幡村

1.基本情報

1)表記

正面:大幡村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:51.4cm 幅:24.8cm 奥行:24.8cm

形状:省令型

3)現在位置

139.38361,36.17305

雀神社境内鳥居西側台の上に設置

2.その他

今昔マップon the Web収録の地形図1/50000「熊谷」(明治40年測図・明治43.1.30発行)を見ると、大幡村役場は現在の元標位置より1.25kmほど西南、原島集落内の熊谷市消防本部付近にあったようである。元標位置は近年の移転があった可能性も否定できないが、しかし役場は原島集落の中心地ではあるものの、街道からは外れている。主要道路(埼玉県道341号太田熊谷線)沿いの神社である、雀神社の場所が元標の場所選ばれた可能性もありそうである。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100613

奈良村道路元標(熊谷市)

埼玉県大里郡奈良村

1.基本情報

1)表記

正面:奈良村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:68.1cm 幅:26.5cm 奥行:26.2cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.37667,36.19111

水路南側,台の上に設置、

表面のみ石材が違っているように感じる(大理石?)

2.その他

今昔マップ on the Web収録の地形図1/50000「深谷」(明治40年測図・明治43.2.28発行)を見ると、奈良村役場は現在の元標位置より1kmほど東方、中妻集落内の中妻自治会館付近にあったようである。その後、ひなたGIS収録の地形図1/50000「深谷」(明治?年測図(判読できず)、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、役場は元標から埼玉県道341号太田熊谷線沿いに500mほど南に行った、現熊谷市立奈良小学校の北側付近に移転したようであるが、移転時期は不明である。元標位置は主要道路沿いではあるものの、周辺には集落もなく、現在は農道との交差点となっているが昔はこの農道もなかったようである。近年の移転があった可能性もあるのではないかな。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100615

秦村道路元標(熊谷市)

埼玉県大里郡秦村

1.基本情報

1)表記

正面:秦(村道路元標) 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:15.2cm 幅:24.9cm 奥行:24.3cm

形状:省令型

3)現在位置

139.42028,36.20417

刻銘括弧内は地面に埋まり読めない部分、
秦小学校前三叉路東

2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「深谷」(明治?年測図(判読できず)、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、元標がある秦小学校前三叉路東側に秦村役場があったようである。三叉路は埼玉県道83号熊谷館林線(北へ、赤岩渡船を通じて群馬県千代田町へつながる)と埼玉県道59号羽生妻沼線(西へ)の交点である。南は83号と59号の共用のようである。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100616

妻沼町道路元標(熊谷市)

埼玉県大里郡妻沼町

1.基本情報

1)表記

正面:妻沼町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:63.7cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.38111,36.22972

道路東側の桜並木の奥の芝生上



2.その他

ひなたGIS収録の地形図1/50000「深谷」(明治?年測図(判読できず)、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、現在の元標の場所は現在でこそ利根川堤防に通じる妻沼緑道(さくら遊歩道)が存在するが、当時は完全に道路から外れた桑畑の中のようなものである。妻沼役場は、現在の元標の位置より300mほど南西、大我井神社の参道入り口付近にあったようである。近年の移転があった可能性もあるのではないかな。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



1100712

太井村道路元標(行田市)

埼玉県北埼玉郡太井村

1.基本情報

1)表記

正面:太井村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:59.7cm 幅:24.2cm 奥行:24cm

形状:楕頭型

3)現在位置

139.43472,36.12083

刻銘下の方や裏は不明、

太井保育園正門脇私有地?内

2.その他

今昔マップon the Web収録の地形図1/50000「熊谷」(明治40年測図・明治43.1.30発行)を見ると、太井村役場は現在の元標の西北300m程度、真福寺、棚田神社の西あたりにあったようである。その後、ひなたGIS収録の地形図1/50000「熊谷」(明治40年測図、昭和4年修正測図、昭和9年要部修正測図、昭和14年部分修正測図)を見ると、役場はまさに現在の元標の場所に移ってきたようで、現在の太井保育園の場所が役場であったようであるが、移転時期は不明である。

調査日:2022/4/10

調査者:大塚恒平 (Code for History)



東京都



0 5 10 20 キロメートル

1300204

淀橋町道路元標(新宿区)

東京都豊多摩郡淀橋町

1.基本情報

1)表記

正面:路元標（上部折損） 右:無し 左:無し 後ろ:京府（上部折損）

2)寸法形状

高さ:30cm 幅:25.5cm 奥行:25cm

形状:不明（頭部が破損している）

3)現在位置

139.68972,35.69554

住友不動産新宿グランドタワー前

2.その他

上半分が失われているため淀橋町のものというのは確定できないが、旧淀橋町内にあるためそうだろうと推定している。ただし告示の元標設置位置は柏木85であり、おそらく柏木にあった豊多摩郡役所前

（35.69714, 139.69135）あたりだったと思われるため、移設であることは間違いない。旧町村領域外への移設も例がないわけではないため、近隣町村元標である可能性も否定できない。

調査日:2021/12/30

調査者:小林護（在野地理研究会）



1300801

府中町道路元標(府中市)

東京都北多摩郡府中町

1.基本情報

1)表記

正面:府中町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:東京府

2)寸法形状

寸法未計測

形状:楕頭型

3)現在位置

139.47929,35.66995

大國魂神社大鳥居脇

2.その他

隣の解説版には「府中町道路元標 この道路元標は、府中町の道路の起終点として大正9年に設置されました。平成2年3月、道路整備事業により当時のものを復元したものです。」とある。

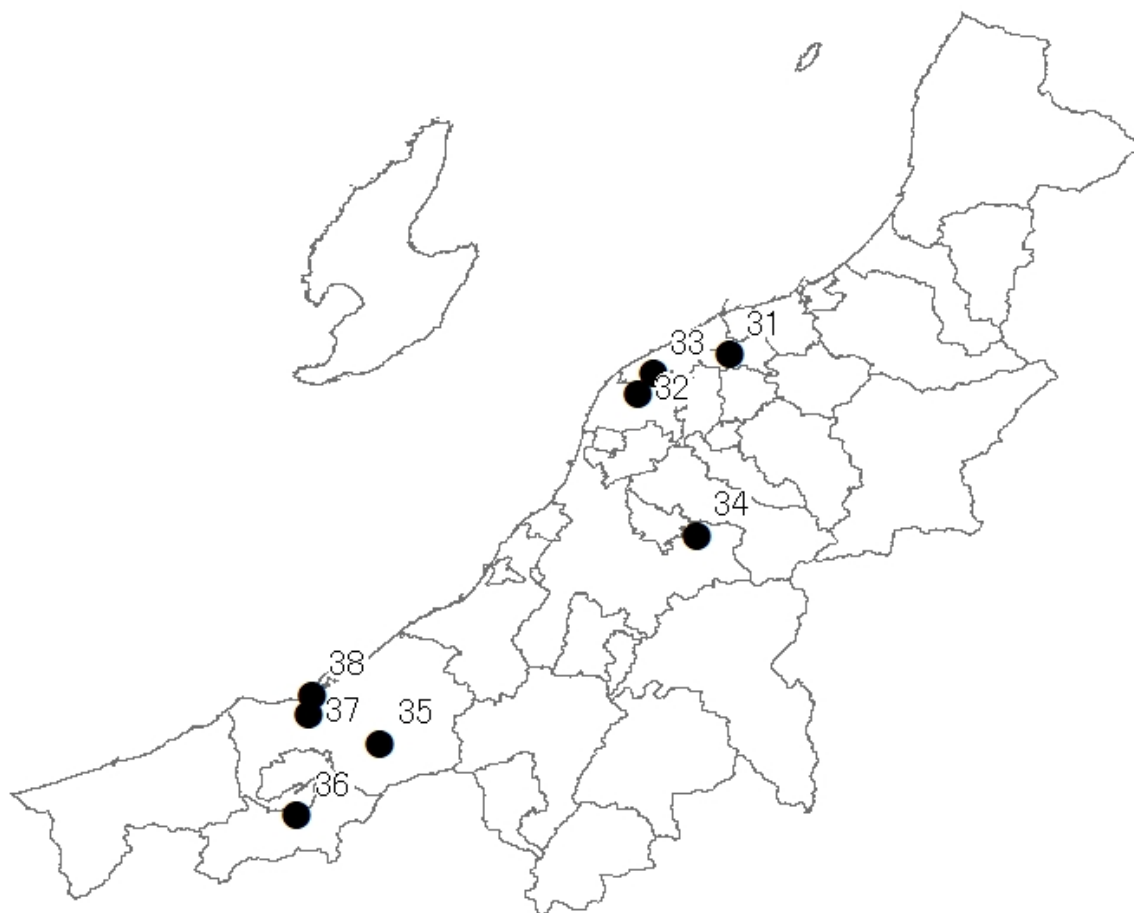
書体などが酷似しているため、復元に当たっては淀橋町道路元標を参考にしたと思われる。

調査日:2018/3/16

調査者:小林護（在野地理研究会）



新潟県



- 31 早通村道路元標
- 32 鎧郷村道路元標
- 33 中野小屋村道路元標
- 34 下塩谷村道路元標
- 35 牧村道路元標
- 36 関山村道路元標
- 37 春日村道路元標
- 38 直江津町道路元標

0 25 50 100 キロメートル

1500226

早通村道路元標(新潟市)

新潟県中蒲原郡早通村

1.基本情報

1)表記

正面:早通村道路(元標) 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:40cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

139.084,37.8619

新潟県新潟市江南区早通 5 丁目 早通神明会館

2.その他

他の道標とともに一カ所へ集められている。

調査日:2020/11/15

調査者:大場洋輔(新潟県道路元標保存会)



1500404

鎧郷村道路元標(新潟市)

新潟県西蒲原郡鎧郷村

1.基本情報

1)表記

正面:鎧郷村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:54cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

138.89971,37.7835

新潟県新潟市西蒲区天竺堂 天竺堂集落開発センター付近

2.その他

新潟市の有形文化財として登録されている。この道路元標と並立して高い木柱の里程標があった。(西川町

史考その31 西川町教育委員会,2003)

調査日:2021/9/19

調査者:大場洋輔(新潟県道路元標保存会)



1500427

中野小屋村道路元標(新潟市)

新潟県西蒲原郡中野小屋村

1.基本情報

1)表記

正面:中野小屋村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:70cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

138.9318,37.82391

新潟県新潟市西区中野小屋 5 9 0 - 4 中野小屋公民館

2.その他

平成30年に移設。コミュニティ中野小屋通信第21号にて移設に関する記事が掲載。

調査日:2021/12/29

調査者:大場洋輔(新潟県道路元標保存会)



1500701

下塩谷村道路元標(長岡市)

新潟県古志郡下塩谷村

1.基本情報

1)表記

正面:下塩谷村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:70cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

139.01814,37.49792

新潟県長岡市下榎出

下榎出ふれあいセンター

2.その他

調査日:2021/5/4

調査者:大場洋輔(新潟県道路元標保存会)



1501214

牧村道路元標(上越市)

新潟県東頸城郡牧村

1.基本情報

1)表記

正面:牧村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:69cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

138.381,37.0785

新潟県上越市牧区柳島 上越市 牧区総合事務所

2.その他

道路改修で一度撤去されたが、牧村役場の近くに復元された。(牧村史通史編,牧村史編さん委員会,1998)

(牧村合併40周年記念誌 よみがえる心 のふるさと牧村,牧村史編集委員会,1994)には取り外されていた頃の元標写真が掲載されている。

調査日:2021/9/24

調査者:大場洋輔(新潟県道路元標保存会)



1501305

関山村道路元標(妙高市)

新潟県中頸城郡関山村

1.基本情報

1)表記

正面:関山村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:68cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

138.2133,36.9338

新潟県妙高市関山

関山神社参道入口

2.その他

妙高村史(妙高村史編さん委員会,1994)の【道路元標の設置】にて紹介されている。

調査日:2021/9/24

調査者:大場洋輔(新潟県道路元標保存会)



1501317

春日村道路元標(上越市)

新潟県中頸城郡春日村

1.基本情報

1)表記

正面:春日村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:70cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

138.2363,37.1376

新潟県上越市木田新田 1 丁目 追分地藏付近

2.その他

追分地藏の隣に設置されている。

調査日:2021/9/23

調査者:大場洋輔(新潟県道路元標保存会)



1501334

直江津町道路元標(上越市)

新潟県中頸城郡直江津町

1.基本情報

1)表記

正面:直江津町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:78cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

138.2436,37.1774

新潟県上越市中央2丁目

(有)深堀印刷所

2.その他

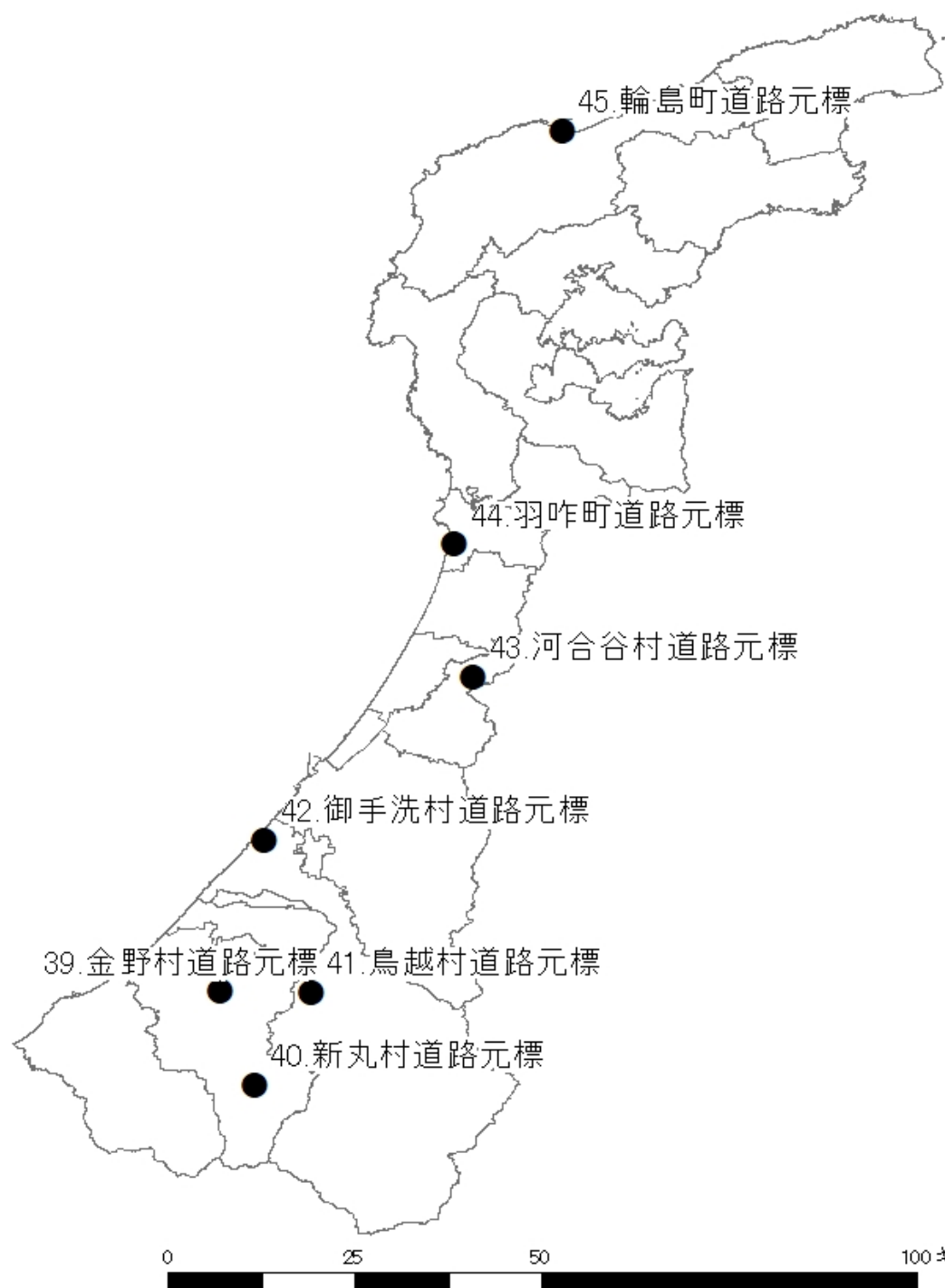
上越のいまむかし(上越郷土研究会,1992)にて紹介されている。

調査日:2021/9/23

調査者:大場洋輔(新潟県道路元標保存会)



石川県



1700209

金野村道路元標(小松市)

石川県能美郡金野村

1.基本情報

1)表記

正面:金野村 右:無し 左:道路元標 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:ドーム型

3)現在位置

36.358486,136.493068

石川県小松市金平町

金野町交差点脇

2.その他

調査日:2021/10/30

調査者:久保 慎太郎



1700211

新丸村道路元標(小松市)

石川県能美郡新丸村

1.基本情報

1)表記

正面:新丸村 右:無し 左:道路元標 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:ドーム型

3)現在位置

36.24607,136.53593

石川県小松市丸山町シ3-23

2.その他

南北に長い石川県のほぼ最南端に位置した自治体。白山信仰との関わりが深く、江戸時代初期にはそれが原因となる悶着解決のため天領になったことがある。村内主要集落である丸山村と新保村の頭文字が村名の由来。福井県勝山市（旧大野郡荒土村・野向村）に接し、現在は国道461号で福井県へ通り抜けることができる。元標設置の頃（大正9年）の人口は1975人であったが、令和2年の当該地域人口は5人である。※村役場跡地と国道を挟んだ向かいに、正面を国道に向けた元標があり、設置当初から移動していないと見られる。

※国勢調査による

調査日:2018/10/21

調査者:久保 慎太郎



1700212

鳥越村道路元標(白山市)

石川県能美郡鳥越村

1.基本情報

1)表記

正面: (電柱隣接のため読み取れず) 右:無し 左:道路元標 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:ドーム型

3)現在位置

36.357737,136.60348

石川県白山市別宮町口118

2.その他

1907(明治40)年に能美郡鳥越村が新設, 1949(昭和24)年に石川郡に編入された.

調査日:2018/10/21

調査者:久保 慎太郎



1700312

御手洗村道路元標(白山市)

石川県石川郡御手洗村

1.基本情報

1)表記

正面:御手洗村 右:無し 左:道路元標 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:ドーム型

3)現在位置

36.540814,136.54762

石川県白山市相川町

相河加茂神社／中相川バス停前

2.その他

調査日:2021/10/30

調査者:久保 慎太郎



1700501

河合谷村道路元標(河北郡津幡町)

石川県羽咋郡河合谷村

1.基本情報

1)表記

正面:河合谷村 右:無し 左:道路元標 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:未計測 幅:28cm 奥行:28cm

形状:ドーム型

3)現在位置

36.737408,136.79829

石川県河北郡津幡町上河合口83 河上商店前

2.その他

現在は河北郡津幡町（加賀国）である，令制国の能登国最南端に位置する自治体．村を挙げて禁酒することで小学校建設費用を賄ったことで有名で，その学校敷地跡（現在の津幡町役場河合谷町民センター）に禁酒の碑がある．元々は北西4km，村の入口に当たる濁澄橋付近に置かれていたが，後年に現在地へ移設された．

その禁酒の碑の東100m，村役場跡地付近に道路元標がある．元標正面は道路に面しておらず，何を意図したものか一層の調査が必要．元標はひと目見て「大きい」と感ずる．細部を確認したかったが，自生か植栽されたかわからないフランスギクに囲まれていて踏み込めなかった．

調査日:2022/5/28

調査者:久保 慎太郎



1700518

羽咋町道路元標(羽咋市)

石川県羽咋郡羽咋町

1.基本情報

1)表記

正面:羽咋町 右:無し 左:道路元標 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:未計測cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:ドーム型

3)現在位置

36.897377,136.77614

石川県羽咋市中央町コ

羽咋中央バス停

2.その他

調査日:2022/5/29

調査者:久保 慎太郎



1700701

輪島町道路元標(輪島市)

石川県鳳至郡輪島町

1.基本情報

1)表記

正面:輪島町 右:無し 左:道路元標 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:未計測cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:ドーム型

3)現在位置

37.394225,136.90475

石川県輪島市河井町4-167

旭そば本店横

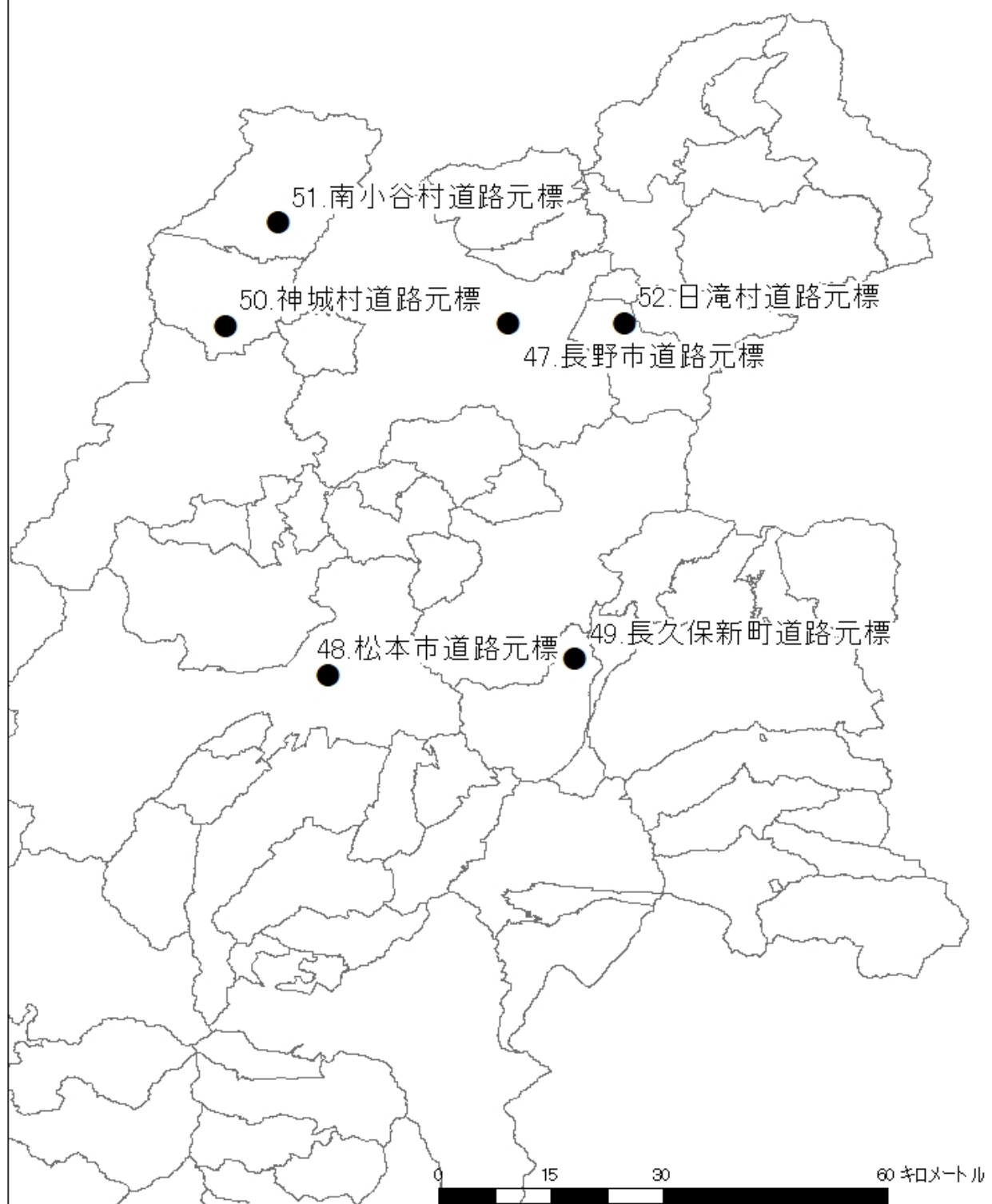
2.その他

調査日:2022/5/29

調査者:久保 慎太郎



長野県



2000001

長野市道路元標(長野市)

長野県長野市

1.基本情報

1)表記

正面:長野市道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:未確認

2)寸法形状

寸法未計測

形状:省令型

3)現在位置

36.65753,138.1876

長野県長野市長野元善町 善光寺門前

2.その他

善光寺の門前、参道脇に位置する。設置位置は長野市大字長野字元善町四六番地先。

元より現在の地点付近にあったようだが、現在の状態には平成3年3月に長野みすずライオンズクラブによって整備された。

手前の円盤には長野市から国内外主要都市への方角と距離が書かれている。そして中心は長野市の一級基準点1-2である。

調査日:2017/11/19

調査者:小林護（在野地理研究会）



2000002

松本市道路元標(松本市)

長野県松本市

1.基本情報

1)表記

正面:松本市道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:立方体型

3)現在位置

36.23443,137.96952

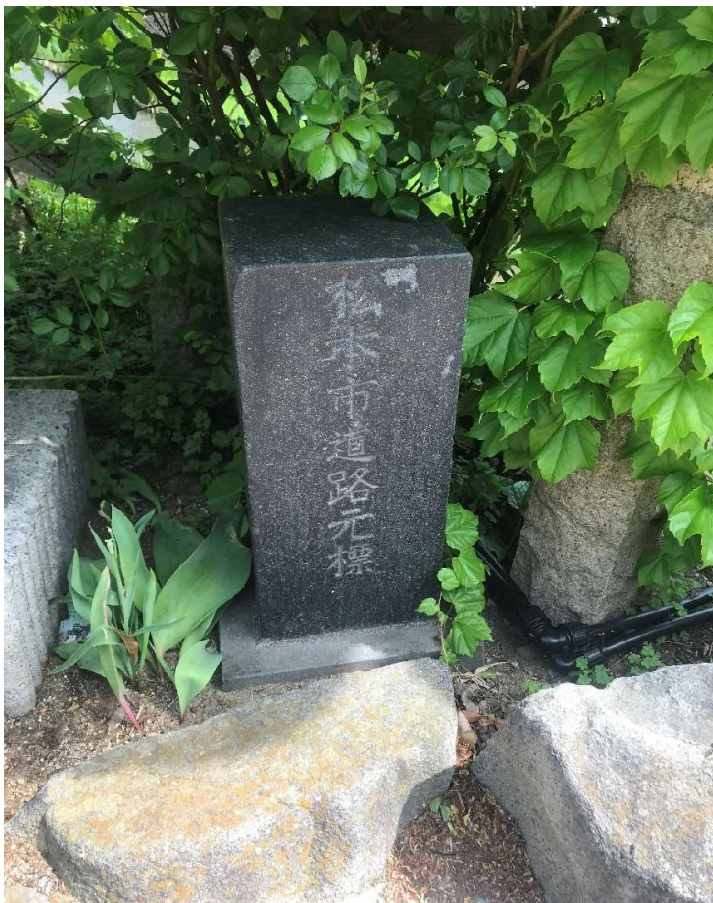
長野県松本市大手 3 丁目 3

2.その他

千歳橋北詰

調査日:2018/5/1

調査者:小林護 (在野地理研究会)



2000321

長久保新町道路元標(小県郡長和町)

長野県小県郡長久保新町

1.基本情報

1)表記

正面:長久保新町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:墓頭型

3)現在位置

36.2538,138.26744

長野県小県郡長和町長久保 1 6 9 0

2.その他

旧中山道長久保宿辻

調査日:2018/8/5

調査者:小林護 (在野地理研究会)



2001013

神城村道路元標(北安曇郡白馬村)

長野県北安曇郡神城村

1.基本情報

1)表記

正面:神城村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:未計測cm 幅:cm 奥行:cm

寸法未計測

3)現在位置

36.65494,137.84694

長野県北安曇郡白馬村神城21424

JA大北 神城支所

2.その他

調査日:2018/10/7

調査者:久保 慎太郎



2001015

南小谷村道路元標(北安曇郡小谷村)

長野県北安曇郡南小谷村

1.基本情報

1)表記

正面:北安曇郡南小谷村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:62cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:墓頭型

3)現在位置

36.77849,137.90947

長野県北安曇郡小谷村千国乙6747

小谷村郷土館前

2.その他

調査日:2022/5/30

調査者:久保 慎太郎



2001311

日滝村道路元標(須坂市)

長野県上高井郡日滝村

1.基本情報

1)表記

正面:上高井郡日滝村 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:省令型

3)現在位置

36.6582,138.3262

長野県須坂市大字日滝

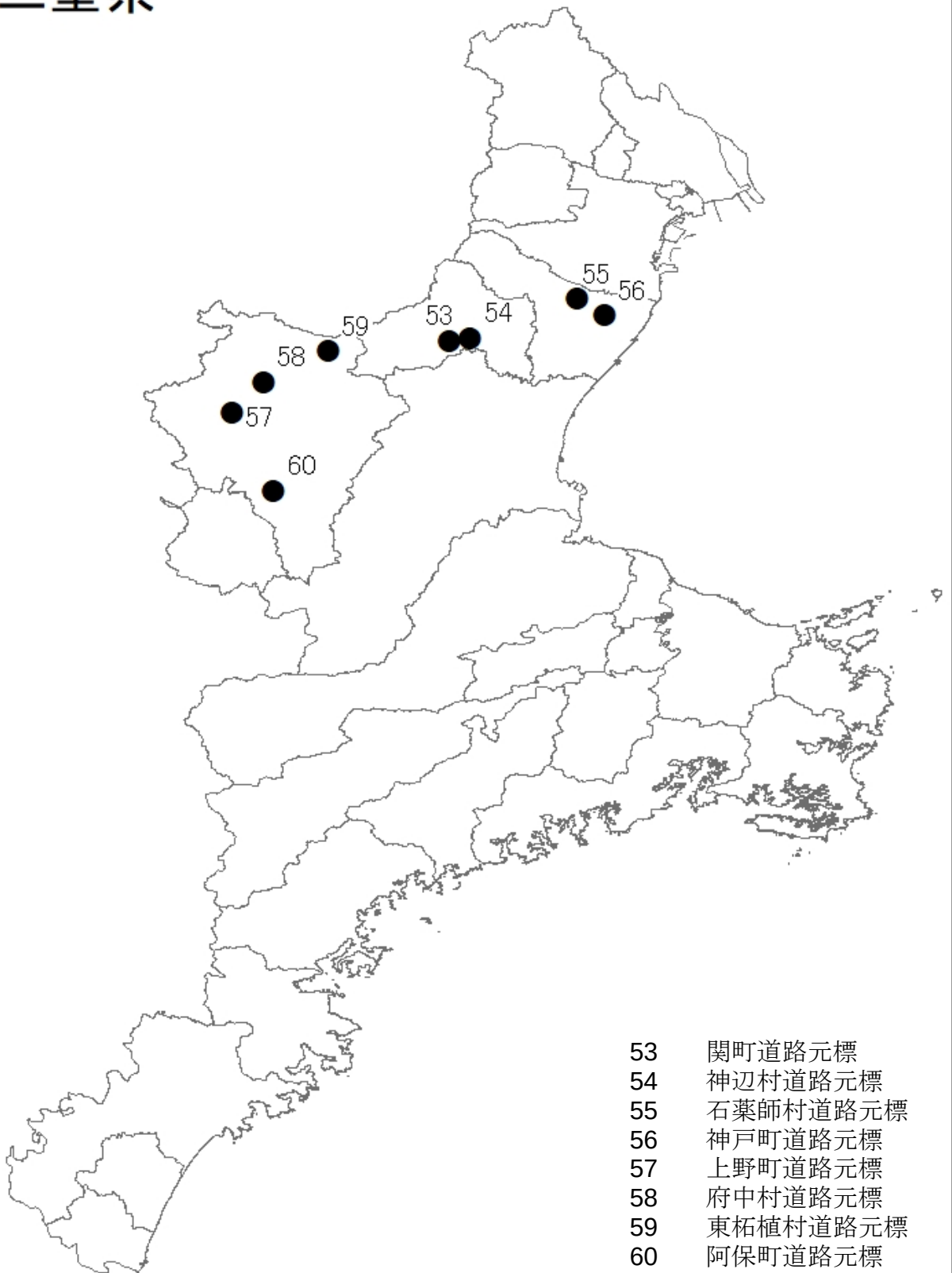
2.その他

調査日:2017/11/19

調査者:小林護 (在野地理研究会)



三重県



- 53 関町道路元標
- 54 神辺村道路元標
- 55 石薬師村道路元標
- 56 神戸町道路元標
- 57 上野町道路元標
- 58 府中村道路元標
- 59 東柘植村道路元標
- 60 阿保町道路元標

0 15 30 60 キロメートル

2400402

関町道路元標(亀山市)

三重県鈴鹿郡関町

1.基本情報

1)表記

正面:関町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:58cm 幅:27cm 奥行:27cm

形状:省令型

3)現在位置

136.3914,34.8526

2.その他

鈴鹿郡関町は東海道五十三次の関宿として栄えた地域である。現在まで宿場町の街並みが保存され、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている街道筋の一角に道路元標は保存されている。現地は関郵便局の敷地内であるが、江戸時代は高札場であった。また、ひなたGIS収録の陸地測量部発行五万分一地形図「亀山」を確認すると大正期のこの地は関町役場であったことが推測される。

調査日:2022/2/20

調査者:増山雄太



2400403

神辺村道路元標(亀山市)

三重県鈴鹿郡神辺村

1.基本情報

1)表記

正面:神辺村道路元…(埋没につき判別不能) 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:56cm 幅:25cm 奥行:27cm

形状:省令型

3)現在位置

136.4175,34.8561

2.その他

鈴鹿郡神辺村は現在の亀山市中心部から旧関町中心部までの中間に位置する村で、現地は市立神辺小の敷地内である。ひなたGIS収録の陸地測量部発行五万分一地形図「亀山」で確認できる村役場の位置からは離れている。また、鈴鹿川の対岸に繋がる神辺大橋 のもとであり、同橋は兩岸に跨る村域をつなぐ唯一の橋梁であったことが確認できる。このことからこの 位置に設置されたと考えられる。なお、現在の元標は学校の通用門の歩道部分と植え込みを分ける縁石の一つとして利用されており、今後の保存が危ぶまれる。

調査日:2022/2/20

調査者:増山雄太



2400412

石薬師村道路元標(鈴鹿市)

三重県鈴鹿郡石薬師村

1.基本情報

1)表記

正面:石薬師村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:29cm 幅:27cm 奥行:26cm

形状:省令型

3)現在位置

136.5477,34.9035

2.その他

鈴鹿郡石薬師村は東海道五十三次石薬師宿として名の残る宿場町で、明治から昭和にかけて活躍した歌人・国文学者の佐佐木信綱の故郷としても知られている。元標のある現地は小学校と佐佐木信綱生家の敷地内であり、道路から若干奥まった植え込みの中にある。学校もしくは生家と佐佐木信綱記念館の整備の際に移設されたものと思われる。

調査日:2022/2/20

調査者:増山雄太



2400502

神戸町道路元標(鈴鹿市)

三重県河芸郡神戸町

1.基本情報

1)表記

正面:神戸町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:61cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

136.5802,34.8837

2.その他

河芸郡神戸（かんべ）町は現在の鈴鹿市中心部で、元標設置個所は伊勢神宮への参詣道として栄えた伊勢街道の宿場町の三叉路である。隣接して太政官令に基づく里程標も現存しており、保存状態はかなり良い。神戸町は近世以前に伊勢街道という南北の動脈が街を形成したが、鉄道開業後はそのルートから外れ、神戸支線（現：近鉄鈴鹿線）という本線から分かれる枝線の東西軸が街を支えた。元標が設置された大正期は神戸支線の開業と重なり、かつての街道筋は遊郭に姿を変えていた。元標裏手の「あぶい旅館」をはじめ、現在も当時の建築物を確認することができる。

調査日:2022/2/20

調査者:増山雄太



2401101

上野町道路元標(伊賀市)

三重県阿山郡上野町

1.基本情報

1)表記

正面:上野町元標 右:三重縣 左:三重縣阿山郡上野町 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:62cm 幅:26cm 奥行:26cm

形状:墓頭型

3)現在位置

34.76598,136.12852

三重県伊賀市上野中町

2.その他

染と織たかはし前、中之立町通りと旧大和街道の辻

調査日:2020/9/26

調査者:小林護 (在野地理研究会)



2401111

府中村道路元標(伊賀市)

三重県阿山郡府中村

1.基本情報

1)表記

正面:府中村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:省令型

3)現在位置

34.80249,136.16597

三重県伊賀市佐那具町

2.その他

徳大寺近く、大和街道沿い

調査日:2020/7/11

調査者:水谷侃司（下国会議）



2401115

東柘植村道路元標(伊賀市)

三重県阿山郡東柘植村

1.基本情報

1)表記

正面:東柘植村道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

寸法未計測

形状:櫛頭型

3)現在位置

34.8407193,136.24439

三重県伊賀市柘植町

2.その他

府中神社近く、大和街道沿い

調査日:2020/7/11

調査者:水谷侃司（下国会議）



2401216

阿保町道路元標(伊賀市)

三重県名賀郡阿保町

1.基本情報

1)表記

正面:阿保町元標 右:三重縣 左:三重縣名賀郡阿保町 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:62cm 幅:25cm 奥行:25cm

形状:省令型

3)現在位置

34.670723,136.17909

三重県伊賀市阿保

2.その他

旧初瀬街道、阿保橋南詰

調査日:2020/9/27

調査者:小林護 (在野地理研究会)



滋賀県



2500515

朝日野村道路元標(東近江市)

滋賀県蒲生郡朝日野村

1.基本情報

1)表記

正面:朝日野村… (埋没につき判別不能) 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:32cm 幅:26cm 奥行:26cm

形状:省令型

3)現在位置

136.1774,35.0474

旧朝日野村役場前、蒲生西小学校向かい、鈴地区消防倉庫前

2.その他

蒲生郡朝日野村は1889年の町村制施行時に発足 し、昭和の大合併で桜川村と合併して蒲生町となった。蒲生町は2007年に東近江市に編入されている。現地 はかつての朝日野村役場前で、昭和合併後もしばらくは蒲生町役場として使用された。役場の移転時に移築 され、現在は鈴地区の運動場となっている。

なお、運動場内には付近の圃場整備の際に湧きあがった温泉を利用した足湯「鈴温泉」がある。

元標は消防倉庫前の隅に下半分がコンクリート舗装に埋没する形でかろうじて現存している。

調査日:2021/9/19

調査者:増山雄太



2500519

日野町道路元標(蒲生郡日野町)

滋賀県蒲生郡日野町

1.基本情報

1)表記

正面:日野町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:58cm 幅:24cm 奥行:24cm

形状:省令型

3)現在位置

136.2487,35.0129

興仙寺前、滋賀県道41号土山蒲生近江八幡線（日野商人街道と御代参街道の交点）

2.その他

日野町は近江商人の拠点の一つとして古くから栄え、1889年の滋賀県での町村制施行と同時に町制を施行している。その後1955年に周辺6村と新設合併し、現在に至っている。

元標が面する御代参街道は南の東海道土山宿（甲賀市）から岡本宿（東近江市）、八日市宿（同）を経て中山道小幡宿（同）に至る脇街道で、多賀大社と伊勢神宮を結ぶ最短経路として栄えた。

元標は札ノ辻と呼ばれた交差点にあり、御代参街道の現在のルートは南方の日野川に架橋が行われた1891年に開通した。周辺には当時設置された道標が残っており、「左 たが 八まん」「右 いせみち」「左 ちやうぜんあん いせ こもの」という表記が読み取れる。西方向は多賀大社（多賀町）と八幡（近江八幡市）に、東方向は伊勢菰野（三重県菰野町）に、南は伊勢神宮への道へそれぞれ通じる重要な分岐であった
調査日:2021/9/19

調査者:増山雄太



2500611

八日市町道路元標(東近江市)

滋賀県神崎郡八日市町

1.基本情報

1)表記

正面:八日市町道路元標 右:無し 左:無し 後ろ:無し

2)寸法形状

高さ:72cm 幅:25cm 奥行:21cm

形状:省令型

3)現在位置

35.11185,136.19625

滋賀県東近江市八日市本町1 3 - 9

2.その他

ほんまちアーケード入口

調査日:2022/2/23

調査者:小林護 (在野地理研究会)



資料 道路元標関連法規

以下に道路元標関連法規を列举する。なお道路元標に関わる部分の抜粋である。

1. 大正八年四月十日法律第五十八號 道路法

第二條 左に掲クルモノハ道路の付属物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別の定を爲スコトヲ得

- 一 道路ヲ接續スル橋梁及渡船場
- 二 道路ニ付属スル溝、竝木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識
- 三 道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場
- 四 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ付属物ト定メタルモノ

2. 大正八年十一月四日勅令第四百六十號 道路法施行令

第七條 府縣廳、師團司令部、鎮守府、郡市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ國道、府縣道又ハ郡道ノ路線ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ依ルヘシ

第八條 東京市ニ於ケル道路元標ノ位置ハ日本橋ノ中央トス

市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ハ前項ニ規定スルモノヲ除クノ外府縣知事之ヲ定ム

第九條 道路元標ハ各市町村ニ一箇ヲ置ク

道路元標ノ様式ハ内務大臣之ヲ定ム

道路元標ハ管理者之ヲ建設スヘシ等級ヲ異ニスル道路ニ係ルモノナルトキハ上級道路ノ管理者之ヲ建設スヘシ

3. 大正十一年内務省令二十號 道路元標ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 道路元標ニハ石材其ノ他ノ耐久性材料ヲ使用スヘシ

第二條 道路元標ハ別記様式（図5）ニ依ルヘシ

第三條 道路元標ハ其ノ位置ヲ表示スル爲道路ニ面シ最近距離ニ於テ路端ニ之ヲ建設スヘシ

第四條 特別ノ事由アル場合ニ限り監督官廳ノ認可ヲ得テ前二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

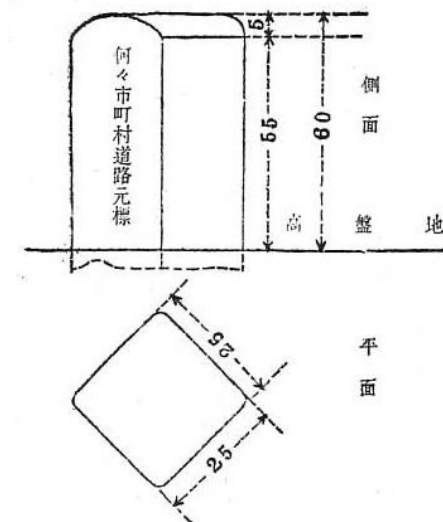


図5 別記様式

備考

一、表面ニ市町村名ヲ記載スルコト能ハサル場合ハ側面ニ之ヲ記載スルコトヲ得

二、前圖ニ示ス寸法ハセンチメートル単位トス

4. 大正十一年八月十七日勅令第三百八十四號 道路法施行令中左ノ通改正ス

第七條中「鎮守府、郡市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ國道、府縣道又ハ郡道」ヲ「鎮守府又ハ郡市役所ノ所在地ヲ國道又ハ府縣道」ニ改ム

5. 大正十四年九月二十四日内務省令第十五號

大正十一年内務省令二十號 道路元標ニ関スル件中
左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中「監督官廳ノ認可ヲ得テ」ヲ削ル

6. 大正十五年勅令第二四一号

道路法施行令中左ノ通改正ス

第七條中「郡」ヲ削ル

第二十三條 北海道ニ於テ支廳ノ所在地ヲ地方費道
ノ路線ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道
路元標ノ位置ニ依ルヘシ

7. 昭和二十五年大蔵省令第四十五号 国家公務
員等の旅費支給規程

国家公務員等の旅費に関する法律の規定に基き、国
家公務員等の旅費支給規程を次のように定める。

(路程の計算)

第五条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算
は、左の区分に従い、当該各号に掲げるものによ
り行うものとする。

5 前二項の規定により陸路の路程を計算しがたい
場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団
体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計
算について信頼するに足るものを起点として計算
することができる。

8. 昭和二十七年法律第八十号 道路法

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通
の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、
トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等
道路と一体となってその効用を全うする施設又は
工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設
けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路
の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保
その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次
に掲げるものをいう。

三 道路標識、道路元標又は里程標

9. 昭和二十七年建設省令第二十五号 道路法施
行規則

(道路台帳)

第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組
成するものとする。

4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項
を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一
以上の平面図（法第四十七条の七第一項の規定に
より道路の区域を立体的区域とする場合は、平面
図、縦断面図及び横断定規図）に記載して調製する
ものとする。

九 道路元標その他主要な道路の附属物

資料 道路元標形状分類

以下の道路元標形状分類は（小泉 2015）での分類をベースに小林が分類を試みたものである。今後変更の可能性もある。なお里程元標はこれに含まない。



省令型

内務省令に則った形状で基本形となる。しかし実際のところこの形状の道路元標は全体の半分程度にとどまる。（小泉 2015）では蒲鋒型、（内山 2004）では全曲線型と呼ばれている。



省令型

上面が平らになっているもので省令型に次いで多い。（内山 2004）では二稜曲線型と呼ばれている。



ドーム型

4方すべて丸く落ちている形で石川県を中心にみられる。（内山 2004）では方形造り型と呼ばれている。



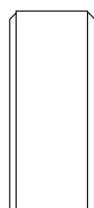
墓頭型

楕頭型を4方向全て落としたもの。角丸処理をした立方体型との判断が難しいが頭以外の場所の角丸処理と見比べてひときわ大きかったら墓頭型とする



省令型全面取

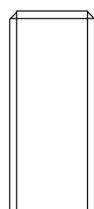
愛知県南部の4郡（知多郡, 碧海郡, 南設楽郡, 八名郡）でのみ確認されている形状。省令型の各部を大きく面取りしたもの。



楕頭型全面取

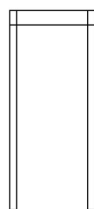
愛知県南部の2郡（幡豆郡, 宝飯郡）でのみ確認されている形状。

楕頭型の各部を大きく面取りしたもの。



省令型横面取

愛知県北部の3郡（丹羽郡, 葉栗郡, 中島郡）と島根県で確認されている。遠く離れた2地域で確認されているがおそらく相互は無関係だと思われる。省令型の横だけ大きく面取りしたもの。





立方体型

完全に四角いもので全国的に散見される



角墓頭型

埼玉県秩父郡でのみ確認されている。墓頭型の形状に面取りしたような形状。



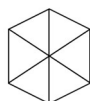
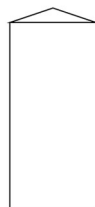
アーチ型

千葉県長生郡と三宅島で確認されている。省令型の変形型。省令型との違いは、こちらは上部が半円形となっていること。



角錐型

四角錐の形をしているもので全国的に散見される。里程元標を縮小したような形状。



六角錐型

宮城県内でのみ確認されている特殊形状。告示からかけ離れた形をしている。



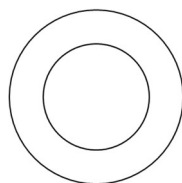
基準点型

兵庫県印南郡でのみ確認されている。立方体の上面中央に水準点のような半球状の突起がある。『高砂の道標』（高砂市教育委員会1998）だと道路元標とは別の制度のものとしてされている。



日本国道路元標型

東京日本橋の日本国道路元標およびそれに準じたもの。この形状のものは全て旧道路法の道路元標制度のものではないモニュメントである。



その他

旧道路法によるものと思われるが以上の各形状とかけ離れたもの。

モニュメント型

日本国道路元標型とおなじく旧道路法の道路元標制度のものではないモニュメント。

道路元標研究 資料

本資料については縦書きのため、巻末逆開きという形での収録となっております。

大分県公文書…大分縣市町村ニ於ケル道路元標ノ位置

出典…現行大分県令規全集 加除自在 第1綴 帝国地方行政学会編 昭和五年
国立国会図書館デジタルコレクション インターネット公開資料

大分県の道路元標設置位置告示が確認できておらず、また道路元標自体も大分市内に存在する大分県道路元標のみとなっている。しかし国立国会図書館デジタルコレクション内でこれを見つけた。

特徴としては一番下の項目が「字又は地番」となっていて小字の場合地番までは書かなくてもよいことになっている。これにより道路元標所在地はピンポイントには指定されていないことになる。これでは道路の起終点の位置を一点に定めるといふ道路元標の目的を達成できないように思えるが実際はどうだったのだろうか。確かに小字規模まで指定されていればおおよそ問題ないようにも思えるし、細かい道路改修でいちいち元標位置変更をする必要がなくなるといふ利点も考えられる。

小林護（在野地理研究会）

大分縣市町村ニ於ケル道路元標ノ位置

大正九年四月一日告示第百五十二號

大分縣市町村ニ於ケル道路元標ノ位置左ノ通定ム

西國東郡

町村名	大字	字又ハ地番
高田町	高田	横町
河内村	佐野	西村
田染村	眞中	戸原
田原村	永松	松本
朝田村	俣水	寺山
東都甲村	新城	百塚
西都甲村	築地	下り松
草地村		尾園
吳崎村		新町
西眞玉村	西眞玉	大村宮ノ元ノ下
中眞玉村		濱東
上眞玉村	黒土	黒土前畑
白野村		一ノ井手
三浦村	堅來	口ノ入
香々地村	香々地	中塚
三重村	上香々地	石佛

東國東郡

町村名	大字	字又ハ地番
竹田津町	竹田津	宮尻
上伊美村	野田	廣畠
伊美村	伊美	下濱中
姫島村		古濱
熊毛村	小熊毛	松ノ木田
來浦村	來浦	工寺
富來村	富來浦	本町
上國崎村	見地	天神
國東村	鶴川	上ノ臺
豐崎村	横手	高皿
旭日村	綱井	森
武藏町	古市	五二七番地先
中武藏町	平野	久保田
西武藏町	富清	塔ノ本
朝來村	朝來	流田
西安岐村	瀬戸田	岡本屋敷
南安岐村	下山口	立道
安岐村	下原	安田
奈狩江村	狩宿	向
大内村		草場

速見郡

町村名	大字	字又ハ地番
別府町	別府	北町上
石垣村	北石垣	馬場
朝日村	鐵輪	向ノ原
御越町	内庵	濱田
豊岡町	豊岡	横新町
日出町	'	上町
藤原村	'	畑内
川崎村	'	萬願寺
大神村	大神	小村
東村	片野	宮前
八坂村	本庄	臺
杵築町	杵築	谷町
北杵築村	溝中	後田
東山香村	廣瀬	中田居
中山香村	野原	宮ノ原
立石町	立石	本町
山浦村	山浦	浦篠
上村	久木野尾	殿屋敷
南端村	南畑	尾形
北由布村	川上	乙丸
南由布村	川西	春ノ田

大分郡

町村名	大字	字又ハ地番
八幡村	八幡	穴平
瀧尾村	羽田	中
東大分村	津留	地藏脇
日岡村	原	一コシキ
桃園村	千歳	戸臺
三佐村	三佐	堀川
鶴崎町	鶴崎	堀川
別保村	森	八〇六番ノ地先
明治村	猪野	八坂道
松岡村	松岡	鍛冶屋敷
高田村	下徳丸	四一四番ノ地先
判田村	中判田	小柳
戸次村	中戸次	市
吉野村	辻	前ノ原
竹中村	竹中	東平
東植田村	田尻	森津
植田村	木ノ上	天神畑
野津原村	野津原	町裏
賀來村	中尾	門田
石城川村	來鉢	辻
由布川村	赤野	東ノ原

下北津留村	井村	小船戸	海邊村 諏訪	鬼塚	渡迫	尾本	江川	一尺屋村、	佐志生村、	下ノ江村 大野	湯平村 下川	大原	東庄内村 五ヶ瀬	朝原	西庄内村 高岡	原	南庄内村 野畑	八久保	谷村 小野	田ノ平	阿南村 西長寶	ウソノチ	阿南村 西長寶	屋敷	向原	屋敷	挟間村	向原	屋敷
-------	----	-----	--------	----	----	----	----	-------	-------	---------	--------	----	----------	----	---------	---	---------	-----	-------	-----	---------	------	---------	----	----	----	-----	----	----

北海道郡

町村名 大字 字又ハ地番

川添村 宮河内

關臺

丹生村 原

上佐野

大在村 横田

尾長

小佐井村里

下市

坂之市町市

野入

神崎村 神崎

小猫

佐賀關町關

西町

一尺屋村、

江川

佐志生村、

尾本

下ノ江村 大野

渡迫

海邊村 諏訪

鬼塚

下北津留村

井村

小船戸

保戸島村、

長目

南海部郡

町村名 大字 字又ハ地番

東上浦村 津井浦

川尻

西上浦村 狩生

松ノ木臺

八幡村 戸穴

年ノ神

大入島村 守後浦

居浦

佐伯町、

大手前

鶴岡村 鶴望

勝尾

明治村 大坂本

植松

上野村 上小倉

染矢

中野村 波寄

下ハキ

因尾村 堂間

長畠ケ

川原木村 仁田原

上ノ池

直見村 上直見

間庭

上北津留村

末廣 平

南津留村 搔攘

ビワガ淵

白杵町 白杵

辻

青江村 下青江

道籠

下浦村 堅浦

門田

津組村 津久見浦 宮ノ前

日代村 綱代

向平

四浦村、

深良津

切畑村 江良 宮ノ前

上堅田村 長谷 田淵

下堅田村 堅田 森ノ木

青山村 ' 山崎

木立村 ' 尾崎鼻

西中浦村 沖松浦 宮ノ脇

東中浦村 丹賀浦 大川

米水津村 浦代浦 地下中

上入津村 畑野浦 濱村

下入津村 竹野浦 河内

蒲江町 蒲江浦 地下

名護屋村 丸市尾浦 地下

西中濱

大野郡

町村名 大字 字又ハ地番

川登村 清水原 川原

田野村 龜甲 ヒウガシ代

野津市村 野津市 南町

戸上村 西寒田 田尻

南野津村 吉田 川斗

菅尾村 菅生 井ノ迫

百枝村 百枝 中原

三重町 市場 堀口

新田村 本城 原

重岡村 千束 カミナリ

白山村 代野 カギド

合川村 六種 松尾久保

牧口村 砂田 牧口

南緒方村 知田 一四〇番ノ地先

長谷川村 小原 平神

上緒方村 徳田 内久保

小富士村 草深野 狐久保

緒方村 馬場 柏木

上井田村 根井迫 石田

西大野村 栗林 林

小野市村 小野市 新徳寺

今市村 今市 石合區日向

東大野村 田中 佐代

井上村 新殿 二一八番ノ地先

長谷村 黒松 衣掛

犬飼村 犬飼 上本町

柴原村 高畑 丸

直入郡

町村名 大字 字又ハ地番

竹田町 竹田 一九〇一番ノ地先

森町	町村名	大字	森	横町	珍珠郡	白丹村	下竹田村	阿蘇野村	長湯村	都野村	久住町	明治村	城原村	宮城村	菅生村	荻村	柏原村	宮砥村	入田村	姫嶽村	松本村	玉來町	岡本村	豊岡村
	大字	森	横町			白丹	下田北	阿蘇野	長湯	柏木	'	平田	米納	炭竈	菅生	馬場	柏原	次倉	門田	神原	君ヶ園	玉來	三宅	會々
	字又ハ地番					杉ノ原	藤目	養光寺	桑畑	六一二一番ノ地先	本町	尾園	宮久保	炭竈津留	木ノ上	葎原	入佐	妙見	泉水	中園	君ヶ園	玉來	カイノ木	下ノ木

高瀬村	五和村	馬原村	三芳村	日田町	朝日村	光岡村	夜明村	大鶴村	小野村	三花村	東有田村	西有田村	町村名	大字	日田郡	八幡村	北山田村	萬年村	南山田村	飯田村	野上村	東飯田村
高瀬	石井	馬原	田島	南豆田	小迫	友田	夜明	大肥	小野	三和	東有田	有田	大字			山下	戸畑	塚脇	町田	田野	右田	惠良
錢淵	出口	馬原	田島	前田	小清水	寺ノ前	エゴ	影ノ木	牛王	寺田	森園	雨坪	字又ハ地番			原口	瀧ノ原	豆田	道平	下ノ津留	中村	樋ノ口

前津江村大野 本村
 中津江村栃野 上釣
 上津江村川原 柔寒
 大山村 西大山 中川原
 中川村 合田 上ノ釣
 五馬村 五馬市 竹ノ下

下毛郡

町村名 大字 字又ハ地番
 中津町 ' 京町
 小楠村 宮夫 井監
 城井村 戸原 川添
 鶴居村 湯屋 光橋
 豊田村 島田 村田
 山口村 成恒 白換
 眞坂村 白木 柿木田
 和田村 定留 原田
 東城井村下屋形 小野田
 大江村 大塚 竹ノ下
 津民村 大野 矢形
 深秣村 上秣 桑原
 櫻洲村 今津 中川原
 上津村 折元 イムレ

三保村 福島 畑中
 三郷村 宇會 深町
 下郷村 大島 本島
 溝部村 吉野 中島
 槻木村 ' 榎鶴塔之本
 大幡村 大貞 薦神社内
 如水村 助部 湯屋
 尾紀村 植野 古城
 山移村 ' 笹ヶ谷
 東谷村 ' 新具
 柿山村 ' 伊勢山
 西谷村 ' 雲谷寺

宇佐郡

町村名 大字 字又ハ地番
 天津村 下敷田 梶屋畑
 長峰村 佐野 室田
 横山村 上元重 廣林
 麻生村 麻生 香野
 糸口村 上時枝 市場
 高家村 東高家 神ノ後
 八幡村 下乙女 紺屋畑
 柳ヶ浦村江順賀 御神子山

長洲町	長洲	上町
和間村	松崎	兎田
封戸村	青森	堂垣
北馬城村	岩崎	水ノ神
宇佐町	南宇佐	本町
西馬城村	上矢部	原
驛館村	上田	中道
四日市町	四日市	本町
豊川村	大塚	塔ノ本
雨川村	香下	鳥居原
高並村	下船木	寶性山
東院内村	副	殿ヤシキ
院内村	景平	杉田
南院内村	上恵良	長福寺
明治村	廣連	寺田
龍王村	鳥越	御公料
安心院村	木裳	楡原
津房村	六郎丸	飛松
佐田村	佐田	町
大分市	大分	荷揚町

表紙写真：浦和町道路元標（小林 護）

次号予告

「地理交流広場 号外 道路元標研究 第3号」は年内の発行を目指して準備中です。少なくとも半年以上は発行が開かないよう努力いたします。また、4号以降も継続発行予定です。道路元標についての調査記録、レポート等の寄稿を是非お待ちしております。

詳しくは右記QRコード先を参照してください。なお、1号募集時から多少の変更点があります。ご注意ください。



その他、道路元標についての質問等ありましたら

kobamamogeo@gmail.com

までご連絡ください。

地理交流広場 号外 道路元標研究 第2号

（2022年10月1日発行）初版

I S S N 2 4 3 6 - 8 1 6 4

編集・発売所 小林護、地理屋交流会・みんなで地理プラザ！

編集委員 音羽、永太郎、きくまる、
up、あまじろー、ふにゅ、あづま

U R L <https://chiriyameeting.web.fc2.com/>
<https://sites.google.com/view/geo-plaza/home>

E - m a i l Chiriya.meeting@gmail.com
geo.plaza.2020@gmail.com

定価 1 0 0 0 円（税込）

道路 元標 研究

地理交流広場 号外

小林護 地理屋交流会&みんなで地理プラザ！